

小松島市 第6次 総合計画

《後期基本計画》

～未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま～

【素案】

令和〇年〇月

徳島県 小松島市

目次

後期基本計画	3
基本目標 1 子育てしやすいまちづくり	4
基本施策 1 児童福祉・子育て支援の充実	5
主要施策 1 子育て支援・環境の充実	7
主要施策 2 就学前教育・保育の充実	9
主要施策 3 仕事・子育てが両立できる環境の整備	11
主要施策 4 子育て家庭の見守り体制の整備やフォローアップの推進	12
基本目標 2 心豊かなひとづくり	14
基本施策 1 学校教育の充実	15
主要施策 1 教育環境の充実	17
主要施策 2 学校教育の充実	18
主要施策 3 特別支援教育の充実	20
主要施策 4 家庭教育の充実と地域との連携	21
主要施策 5 健やかな体の育成	22
基本施策 2 社会教育の推進	23
主要施策 1 社会教育の充実	24
主要施策 2 社会教育施設の充実	25
主要施策 3 ふるさと教育の推進	25
主要施策 4 青少年健全育成の推進	25
基本施策 3 人権教育・啓発の推進	26
主要施策 1 人権教育・啓発の推進	27
主要施策 2 人権侵害に対する支援の推進	28
基本施策 4 スポーツ活動の振興	29
主要施策 1 地域スポーツ活動の推進	30
主要施策 2 社会体育施設の整備	31
主要施策 3 地域スポーツの普及	31
基本施策 5 文化・芸術活動の振興	32
主要施策 1 文化・芸術活動の振興	33
主要施策 2 文化財・伝統文化の保存・継承	34
主要施策 3 歴史や文化財を活用したまちづくりの推進	35
基本目標 3 健やかな暮らしづくり	36
基本施策 1 地域福祉の充実	37
主要施策 1 市民の生活を支える社会（包括的な支援体制づくり）	38
主要施策 2 「我が事」として考える社会（地域づくり）	39
主要施策 3 役割と生きがいをもって活躍できる社会（人材づくり）	39
基本施策 2 高齢者福祉の充実	40
主要施策 1 地域包括ケアシステムの推進	41

主要施策2	高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進.....	42
主要施策3	介護保険制度の適正な運営・介護サービスの充実.....	43
基本施策3	障がい者福祉の充実.....	44
主要施策1	障がい者のまちづくりへの参加.....	45
主要施策2	障がい者・障がい児福祉サービスの充実.....	46
基本施策4	自立支援の推進.....	47
主要施策1	生活困窮者等への支援の充実.....	48
基本施策5	社会保障の充実.....	49
主要施策1	医療保険制度の適切な運用.....	50
主要施策2	国民年金制度の周知と啓発.....	50
基本施策6	健康づくりの推進.....	51
主要施策1	各種健診・がん検診の推進.....	52
主要施策2	ライフステージに応じた健康づくり.....	53
主要施策3	感染症予防・対策の強化.....	55
基本目標4	活気あふれるまちづくり.....	56
基本施策1	農林業の振興.....	57
主要施策1	持続可能な農業の推進.....	59
主要施策2	生産基盤の整備及び保全.....	60
主要施策3	多様な担い手の育成・確保.....	61
主要施策4	農山漁村の活性化.....	62
基本施策2	水産業の振興.....	63
主要施策1	水産資源の安定確保と漁業基盤の整備.....	64
主要施策2	水産物のブランド化と消費拡大.....	64
主要施策3	次代を担う人材育成・支援.....	64
基本施策3	商工業の振興.....	65
主要施策1	事業者への経営支援の拡充.....	67
主要施策2	港を中心とした賑わいづくり.....	68
主要施策3	企業誘致の推進.....	69
主要施策4	雇用創出や新規創業に向けた環境整備.....	70
基本施策4	観光の振興.....	71
主要施策1	観光資源の有効活用と魅力向上.....	73
主要施策2	観光客の受け入れ体制の整備.....	74
主要施策3	にぎわいの創出.....	75
主要施策4	観光情報の効果的な情報発信.....	75
基本施策5	移住・定住の促進.....	76
主要施策1	情報発信と移住のきっかけづくり.....	77
主要施策2	地域における受け入れ体制の整備.....	77
主要施策3	住み続けられる環境づくり.....	77
基本目標5	安全・安心なまちづくり.....	78

基本施策 1 防災・減災対策の推進	79
主要施策 1 防災基盤の整備	81
主要施策 2 防災体制の整備	83
基本施策 2 消防・救急体制の充実	85
主要施策 1 消防体制の充実	86
主要施策 2 救急体制の充実	87
基本施策 3 交通安全対策の推進	89
主要施策 1 交通安全指導と啓発の推進	90
主要施策 2 交通安全対策の推進	90
基本施策 4 防犯対策・消費者保護の強化	91
主要施策 1 地域防犯体制の強化	93
主要施策 2 消費者保護の強化	93
基本目標 6 快適な暮らしづくり	94
基本施策 1 小松島の魅力を活かした都市計画の推進	95
主要施策 1 計画的な土地利用の推進	96
主要施策 2 公共空間を活かした憩いの場の創出	97
基本施策 2 道路・交通網の整備	98
主要施策 1 道路橋梁の整備促進	99
主要施策 2 高速道路ネットワークの早期整備	99
主要施策 3 地域公共交通網の整備促進	99
基本施策 3 住宅対策の推進	100
主要施策 1 耐震化の推進	101
主要施策 2 空き家対策の推進	101
主要施策 3 計画的な公営住宅の整備	101
基本施策 4 上水道の整備と污水対策の推進	102
主要施策 1 上水道の整備充実	103
主要施策 2 污水対策の推進	103
基本目標 7 自然と共生するまちづくり	104
基本施策 1 自然環境の保護	105
主要施策 1 環境保全活動の推進	106
基本施策 2 循環型社会の実現	108
主要施策 1 ごみの減量化・リサイクルの推進	109
主要施策 2 一般廃棄物の適正な処理	110
主要施策 3 不法投棄等への対策の推進	111
基本目標 8 市民参画・協働による持続可能なまちづくり	112
基本施策 1 情報化の推進	113
主要施策 1 住民サービスの向上・業務の効率化	114
主要施策 2 情報公開と個人情報保護	115
基本施策 2 効率的な行政運営の推進	116
主要施策 1 効率的な行財政運営の推進	118

主要施策2	安定的な財源の確保	119
主要施策3	職員の人材育成	119
主要施策4	地域連携による経済・生活圏の形成.....	120
基本施策3	市民活動の推進	121
主要施策1	市民活動の推進	122
主要施策2	公民館活動等への支援の充実.....	122
基本施策4	広報・広聴の充実.....	123
主要施策1	広聴体制の推進	124
主要施策2	広報誌・ホームページの充実.....	124
主要施策3	多様な情報発信の充実	125
基本施策5	男女共同参画社会の実現.....	126
主要施策1	男女共同参画社会の形成.....	127
資料編	129

未来へ輝く
希望と信頼のまち
こまつしま

政策① ひとりひとりが輝けるまちづくり

【基本目標】 1
子育てしやすい
まちづくり

基本施策 1-1 児童福祉・子育て支援の充実

【基本目標】 2
心豊かなひとづくり

基本施策 2-1 学校教育の充実

基本施策 2-2 社会教育の推進

基本施策 2-3 人権教育・啓発の推進

基本施策 2-4 スポーツ活動の振興

基本施策 2-5 文化・芸術活動の振興

【基本目標】 3
健やかな
暮らしづくり

基本施策 3-1 地域福祉の充実

基本施策 3-2 高齢者福祉の充実

基本施策 3-3 障がい者福祉の充実

基本施策 3-4 自立支援の推進

基本施策 3-5 社会保障の充実

基本施策 3-6 健康づくりの推進

政策② 未来への活力を育むまちづくり

【基本目標】 4
活気あふれる
まちづくり

基本施策 4-1 農林業の振興

基本施策 4-2 水産業の振興

基本施策 4-3 商工業の振興

基本施策 4-4 観光の振興

基本施策 4-5 移住・定住の促進

政策③ 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

【基本目標】 5 安全・安心な まちづくり

- 基本施策 5-1 防災・減災対策の推進
- 基本施策 5-2 消防・救急体制の充実
- 基本施策 5-3 交通安全対策の推進
- 基本施策 5-4 防犯対策・消費者保護の強化

【基本目標】 6 快適な暮らしづくり

- 基本施策 6-1 小松島の魅力を活かした都市計画の推進
- 基本施策 6-2 道路・交通網の整備
- 基本施策 6-3 住宅対策の推進
- 基本施策 6-4 上水道の整備と汚水対策の推進

【基本目標】 7 自然と共生する まちづくり

- 基本施策 7-1 自然環境の保護
- 基本施策 7-2 循環型社会の実現

政策④ みんなで創るまちづくり

【基本目標】 8 市民参画・協働 による持続可能な まちづくり

- 施策 8-1 情報化の推進
- 施策 8-2 効率的な行政運営の推進
- 施策 8-3 市民活動の推進
- 施策 8-4 広報・広聴の充実
- 施策 8-5 男女共同参画社会の実現

後期基本計画

基本目標 Ⅰ 子育てしやすいまちづくり

基本施策 Ⅰ 児童福祉・子育て支援の充実

主要施策Ⅰ 子育て支援・環境の充実

主要施策Ⅱ 就学前教育・保育の充実

主要施策Ⅲ 仕事・子育てが両立できる環境の整備

主要施策Ⅳ 子育て家庭の見守り体制の整備やフォローアップの推進



基本施策 | 児童福祉・子育て支援の充実

現状と課題

- 小松島版ネウボラである母子健康包括支援センター「おひさま」等を通して、健やかな子どもを産み育てるための母子保健の充実を図っていく必要があります。
- 令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化や医療費の助成等により、子育て世帯への支援を行っています。
- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期に、質の高い教育・保育を行うことが求められています。このため、市では、幼稚園と保育所が主催する研修会等にそれぞれの職員が参加し、就学前教育・保育の質の向上に取り組んでいます。
- 令和2年度に策定した「小松島市就学前教育・保育のあり方について（第2期計画）」に基づき、保護者のニーズや民間事業者の参入動向、就学前児童の児童数の推移も踏まえ、公立認定こども園の配置を検討していく必要があります。また、老朽化している施設を計画的に維持修繕等することで、子どもたちが安全に過ごすことができる環境づくりに努めています。
- 放課後児童健全育成事業については、整備できていない小学校区もありますが、児童館や認定こども園等における小学校低学年児童受入れ事業を活用するなど地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、多様な子育て支援施策を推進します。また、各種研修を通じて支援員等の質の向上を図ります。
- 子どもの健やかな成長や子育て家庭の様々なニーズに対応できるよう、地域全体で子育てできる環境づくり、子どもの居場所づくりに努めていく必要があります。
- 子育て世帯が男女を問わず、子育てと仕事の両立が図れるよう、子育てに関する意識の向上に向けた啓発を行い、職場等をはじめ、地域で子育てしやすい環境づくりに努めます。
- 児童福祉法に基づき、児童虐待対策を含む子育て支援の拠点である「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに設置するよう努めるとともに、母子保健の拠点である母子健康包括支援センターなど関係機関と連携して支援していく必要があります。

施策の方向性

安心して子どもを産み・育てることができるように、妊娠出産から子育てまでの切れ目ない支援と子育て世代のニーズやライフステージに応じた子育て支援を推進するとともに、地域住民、各種団体、学校、企業、行政など地域全体で子育てすることができるまちを目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域子育て支援センター利用者数	4,760人	7,643人
就学前教育・保育の質の向上(食育・健康・特別支援等を含む)のための研修の実施	3回	6回
就学前児童の教育・保育施設入所率	63.1%	70%
保育所の待機児童数(10月1日現在)	2人	0人
ファミリー・サポート・センター登録者数	229人	350人

主要施策Ⅰ 子育て支援・環境の充実

① 妊娠から子育て期までの切れ目ない支援

- ・母子健康包括支援センター「おひさま」において、助産師等による妊娠期から産後の健康支援や育児の支援者がいない保護者に対する支援の充実に努めます。
- ・乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診など各種母子保健事業を通して、乳幼児の病気と健やかな成長を見守るとともに、生活・食習慣の情報や子育て支援サービスの情報を提供することで、疾病予防や育児不安の軽減に努め子育ての不安解消に努めます。
- ・安心して健やかな子どもを生き育てることができるように、安全で快適な妊娠、出産環境への支援とともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健体制の充実や、医療体制の周知に努めます。
- ・就学前までの子どもの成長に合わせ、保育・保健・子育て支援に関する相談対応、情報提供などを行う利用者支援事業を実施します。

主な事業・取組

- | | |
|--------------------|--------------|
| ●母子健康包括支援センター運営等事業 | ●妊産婦・乳幼児健診事業 |
| ●子育て支援事業 | ●利用者支援事業 |
| ○産前産後ママサポート事業 | ○乳児家庭全戸訪問事業 |
| ○オンライン妊産婦・赤ちゃん健康相談 | ○産後ケア事業 |

② 子育てに関する負担の軽減

- ・幼児教育・保育の無償化開始後は、市外の施設に通う場合の保育料も、市内と同様に無償化となったため、保護者の選択肢が増えています。今後は、近隣自治体の状況も勘案しつつ、保育利用料等について、利用者の負担の軽減を検討します。また、保育利用料をはじめとした経済的負担軽減だけでなく、市独自の子育て支援について、施策の検討を行います。
- ・保護者の都合により緊急または一時的に保育を提供する一時預かり保育において、幼児教育・保育の無償化の対象となる児童が利用した利用料を無償とすることで、児童福祉の増進を推進します。
- ・幼児教育・保育の無償化と同時に本市独自の施策として保育料無償化の対象となった児童の副食費（給食のおかず代）を無償化し、子育て家庭の経済的支援をします。
- ・第3子以降の児童の保育料について、国及び県による減免措置とは別に、本市独自の施策として生計が同一の子が3人以上いる世帯に対し、第3子以降の児童の保育料を無償とし、多子世帯への経済的支援をします。
- ・幼稚園等で、保育の必要性の認定を受けた場合に一時預かり保育料の無償化を実施し、多様化する子育て世帯のニーズに応えるように努めています。
- ・市内在住で、幼稚園・認定こども園に通う子どもの副食費を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っています。
- ・子どもの健康維持を図り、その家庭の経済的負担を軽減するため、子どもを扶養している保護者に対し、医療費の自己負担分を助成することにより疾病の早期発見と治療の促進をもって、子どもの保健向上と福祉増進を推進します。
- ・妊娠を希望する子育て世代に経済的負担の軽減を図るため、不妊症にかかる治療費を一部助成し、妊娠・出産を支援します。

主な事業・取組

- 子どもはぐくみ医療助成事業
- 幼児教育・保育無償化事業
- 多子世帯の保育料の負担軽減

- ここのとりサポート事業
- 副食費無償化事業

主要施策2 就学前教育・保育の充実

① 多様な保育サービスの充実

- ・小松島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子育てができるように、延長保育や一時預かり保育などの子育て支援事業の充実を図ります。
- ・低年齢期から保育施設を利用したい保護者ニーズに対応した運営体制の構築に努めます。
- ・児童福祉のあり方については、保育施設と地域が連携して子育てを支援する仕組みづくりなど、国等から示される新しい施策の導入の必要性を検討するとともに、低年齢児の受け入れなど子育てする保護者ニーズにマッチングした子育て支援ができるよう取り組みを推進します。
- ・地域子育て支援拠点事業を実施している地域子育て支援センターにおいて、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。
- ・情報提供の場だけでなく、より一層地域に即した子育て家庭の個別ニーズをしっかりと把握し、関係機関との連携や調整を行うことで、子育てしている家庭が子育て支援サービスを利用するにあたり、真に必要な情報やアドバイスを的確に伝える等、更なるきめ細やかな対応ができる体制の充実に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ●延長保育事業 | ●一時預かり事業 |
| ●病児保育事業 | ●地域子育て支援拠点事業 |
| ○子育て支援情報『やまもも』の発行（年3回） | ○第2期小松島市子ども・子育て支援事業計画 |

② 就学前教育・保育の質の向上

- ・「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を体験させることで、「生きる力」の基礎となる資質・能力を育む質の高い教育・保育を推進します。
- ・適切な保育内容や指導方法について、勉強会や研修会を通して相互理解を深めるよう努めるとともに、幼稚園・保育所間の人事交流、教育・保育課程の策定、小学校との接続の強化などを進め、就学前教育・保育施設での安全で快適な利用と円滑な運営に努めます。
- ・各施設の特徴を生かした異世代交流事業などを行う地域活動事業を実施し、子どもが様々な経験ができる機会をつくります。

主な事業・取組

- | | |
|------------|---------------|
| ●地域活動事業 | ●幼稚園管理事業 |
| ●幼稚園教育振興事業 | ●公立施設等運営事業 |
| ●私立保育所運営事業 | ●私立認定こども園運営事業 |

③ ニーズに応じた就学前教育・保育環境の整備

- ・集団生活は、児童の発育において貴重な経験であるため、より充実した子育ての場として認定こども園の設置を目指すこととしますが、児童の人口推移と小学校再編の進捗状況も踏まえ、施設の適正配置について検討します。また、経年劣化に伴う施設の維持補修を計画的に進め子どもたちの安全の確保に努めます。
- ・認定こども園設置など、施設の適正配置検討に合わせ、利用ニーズが高まりつつある低年齢児受け入れに対応できる施設づくりを進めます。

主な事業・取組

●公立施設等運営事業

○小松島市就学前教育・保育のあり方について（第2期計画）

主要施策3 仕事・子育てが両立できる環境の整備

① 放課後対策の総合的推進

- ・共働き家庭等の不安を解消するため、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室及び児童館の各事業の機能について充実化を推進します。
- ・保育所等を利用する共働き家庭等が、就学後においても安心して就労することができるよう、放課後児童クラブの開所時間延長など、円滑な利用について支援に取り組みます。
- ・適切な遊び、生活の場を提供する放課後児童健全育成事業の充実に努めるとともに、各種研修を通じて支援員の質の向上を図り、子どもにとって最善の放課後環境を提供できるよう、放課後児童クラブを運営します。
- ・子育てをしているすべての家庭が子育てに伴う喜びを実感し、安心して子育てができるよう、地域における多様な人材や資源を活用して子どもや子育て家庭を見守り、行政と地域が一体となって様々な子育て支援の取り組みを推進します。

主な事業・取組

- 放課後児童健全育成事業
- 児童館運営事業
- 地域学校協働活動推進事業

② 仕事と子育ての両立の推進

- ・働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、幼児教育・保育の無償化事業や病児保育、ファミリー・サポート・センター事業など多様なニーズに柔軟に対応できる支援の充実を図り、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援します。
- ・仕事と生活の調和を実現させる働き方の見直しを図るために、行政、産業界、民間ボランティア等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

主な事業・取組

- 病児保育事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 徳島東部地域子育て支援推進広域事業（ファミリー・サポート・センター事業）

主要施策4 子育て家庭の見守り体制の整備やフォローアップの推進

① 児童虐待防止対策の推進

- ・子どもの心身の健全な発育に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見、早期対応に向け、関係機関を含め、地域の連携、協力を図ります。
- ・虐待案件について解消に向けた積極的支援のため、関係機関と連携を強化することにより、虐待等の未然防止を図るとともに、子ども家庭支援総合拠点の設置により相談体制を整え虐待通告件数の減少を図ります。
- ・母子健康包括支援センター「おひさま」や母子保健施策で把握した虐待発生リスクが高い家庭については、児童福祉課こども家庭相談室と連携し支援に努めます。
- ・児童虐待等による保護や支援を要する児童に対し、児童相談所、民生児童委員・警察関係等、21の関係機関から構成される「小松島市要保護児童対策地域協議会」が、様々な関係機関や地域と連携して迅速な対応を行い虐待等の未然防止・早期発見につなげるとともに、児童虐待防止の周知徹底を図ります。また、子どもとその家庭等の福祉に関し、必要な支援業務の強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点の設置に努めます。

主な事業・取組

○児童虐待防止の啓発活動

② 子育て家庭の自立支援の推進

- ・生活困窮家庭やひとり親家庭への適切な支援サービスと相談体制の充実など、一貫した総合的な取り組みを推進します。
- ・母子・父子家庭などのひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費助成制度などによる各種手当等の給付、また、母子・父子自立支援員による生活や就労・自立に向けた相談支援を行うなど、家庭の状況に応じたきめ細やかな支援を行います。

主な事業・取組

- 社会福祉憲章条例事業（ひとり親家庭への経済的支援）
- 母子家庭等対策総合支援事業（母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭等高等技能訓練促進費等事業、母子・父子自立支援プログラム策定事業）

基本目標 2 心豊かなひとづくり

基本施策 1 学校教育の充実

- 主要施策1 教育環境の充実
- 主要施策2 学校教育の充実
- 主要施策3 特別支援教育の充実
- 主要施策4 家庭教育の充実と地域との連携
- 主要施策5 健やかな体の育成

基本施策 2 社会教育の推進

- 主要施策1 社会教育の充実
- 主要施策2 社会教育施設の充実
- 主要施策3 ふるさと教育の推進
- 主要施策4 青少年健全育成の推進

基本施策 3 人権教育・啓発の推進

- 主要施策1 人権教育・啓発の推進
- 主要施策2 人権侵害に対する支援の推進

基本施策 4 スポーツ活動の振興

- 主要施策1 地域スポーツ活動の推進
- 主要施策2 社会体育施設の整備
- 主要施策3 地域スポーツの普及

基本施策 5 文化・芸術活動の振興

- 主要施策1 文化・芸術活動の振興
- 主要施策2 文化財・伝統文化の保存・継承
- 主要施策3 歴史や文化財を活用したまちづくりの推進



基本施策 | 学校教育の充実

現状と課題

- 本市の学校施設の多くが築40年以上経過し、老朽化は深刻な状況となっています。子どもたちにとって安心して安全な学校施設となるよう予防保全や維持補修に努めるとともに、これからの教育に即したより良い教育環境の実現に向け小松島市立学校再編計画等も踏まえ、計画的に整備を進めていく必要があります。
- 児童生徒が各教科の基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得しながら、既存の知識・技能と関連付けられるよう指導方法を工夫する必要がある、「課題発見・解決学習」等の探求的な活動を推進することが重要です。
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、校内外の体制を構築するとともに、道徳教育を基盤とし、一人ひとりが豊かな人間性を育むため、すべての教育活動において心の教育の充実を図っています。今後は、道徳の時間と他の教育活動や日常生活が結び付いた道徳教育を行い、一人ひとりの道徳的価値と道徳的実践力がともに高まるような指導が必要です。
- 児童生徒が学習活動においてインターネット等を活用することで、基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成を行っています。今後は、インターネット等を安全で適切に使用することができるよう、情報モラルについての取り組みを進めていく必要があります。
- PTAや公民館と連携した各種行事、自然体験や社会体験、地元企業の協力による職場体験、地域住民・高齢者との交流活動などを通して、地域ぐるみで子どもの健全な育成に取り組んでいます。また、市内3箇所の放課後子ども教室では、地域の特性にあわせた学習支援や体験活動をはじめ、マナー教室等を行っており、授業では得られない経験や学びを得る機会となっています。
- 小松島市学校食育推進パワーアップ作戦（栄養教諭を中心とした児童生徒への授業）の実施や、児童生徒及び保護者向けに年4回「食育通信」を発行するとともに、学校給食のメニューを提供することにより家庭での食育につなげています。今後は、各校が連携し情報の共有化を図ることで、食育に取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

子どもたちが変化の大きな時代を生き抜く力を育むため、様々なことにチャレンジしながら自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、判断して行動する力や、人と人との支え合いを通して他者との違いを認め合いながらつながる力を育む教育を推進します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
トイレ洋式化率(校舎)	小学校:26.2% 中学校:56.5%	小学校:71% 中学校:100%
全国学力・学習状況調査における正答率の全国平均との比較【※】	小学校、中学校ともにやや下回っている	小学校、中学校ともに同程度以上
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと答えた児童・生徒の割合【※】	小学校:89.6% 中学校:87.4%	小学校、中学校ともに100%
規則正しく(毎日)朝食を食べる割合(全小中学校児童・生徒)	85.8%	100%
放課後子ども教室実施箇所数	3箇所	7箇所
全国体カテストの平均点【※1】	小学校 男子:51.0点 女子:55.3点 中学校 男子:40.6点 女子:48.4点	小学校、中学校ともに現状値より2点以上の向上

【※】令和3年度

【※1】令和元年度

主要施策Ⅰ 教育環境の充実

① 学校施設の整備促進

- ・「小松島市公共施設個別施設計画」に基づき、各学校施設・設備の計画的な整備充実を図り、また、維持管理・改修に努めることで、安全で快適に過ごせる教育環境づくりに取り組みます。
- ・保護者や地域の方々の意見を踏まえ、「小松島市立学校再編実施計画」による学校再編を推進し、新たな時代を生きる子どもたちに「生きる力」を育む教育施設の整備に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|--------------|----------------|
| ●小学校施設修繕事業 | ●中学校施設修繕事業 |
| ●幼稚園施設修繕事業 | ●給食調理設備改修事業 |
| ○長寿命化改良事業 | ○大規模改造(質的整備)事業 |
| ○学校再編実施計画の推進 | |

主要施策2 学校教育の充実

① 確かな学力の育成

- ・様々な社会変化や社会問題に対応する力を育成するために、園児・児童生徒の能力や個性を伸ばす教育を推進します。
- ・ALT（外国語指導助手）を活用し、外国語に慣れ親しむ機会を増やすことで、グローバル社会に対応できるコミュニケーション能力の基礎を養います。また、小学校・中学校の教員が連携し、外国語の指導方法について研究していきます。
- ・学習指導要領に基づく指導を実施しながら、基礎的・基本的な知識・技能の習得に取り組むとともに、自ら学び、考え、表現する力、学びに向かう力、人間性等の育成を目指した教育の実践に努めます。
- ・全国学力・学習状況調査などの結果を分析し、検証することで、学習指導の改善・充実を図り、学力向上に繋がるよう努めます。国語力の育成、読書の習慣化の推進、学習内容の確実な習得のための指導を強化し、基礎学力の向上に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ●ALT 招致事業 | ●小学校教育振興事業 |
| ●中学校教育振興事業 | ○各校での学力向上実行プランの推進 |
| ○基礎的・基本的な知識・技能の定着 | ○知識・技能を活用する力の育成 |
| ○自ら学ぶ意欲・態度の育成 | ○言語活動の充実 |

② 豊かな心の育成

- ・いじめ・不登校を防止し、道徳教育・人権教育の推進を図るとともに、自然体験や社会奉仕活動など様々な体験活動や郷土を学ぶ機会を通じて、命を大切に作る心や他人を思いやる心、郷土の伝統や文化を大切に作る心などの育成に努めます。
- ・「特別の教科 道徳」を要としながら、学校の教育活動全般を通じて道徳教育に取り組みます。
- ・学校生活についてのアンケートを実施し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように取り組むとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が連携し、相談支援体制の充実に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ●適応指導教室運営事業 | ●小学校教育振興事業 |
| ●中学校教育振興事業 | ○道徳教育の推進 |
| ○特別活動・生徒指導の充実 | ○学校等における人権教育の推進 |
| ○自然・社会体験活動による豊かな心の醸成 | ○郷土を誇りに思う心の育成 |
| ○いじめ・不登校防止の徹底 | |

③ 教職員の授業力向上

- ・キャリアステージに応じて求められる資質・能力を徳島県教育委員会が策定している教職員育成指標に基づき、校内研修・自主研修の推進に努め、これからの時代の教育に対応できるよう、教職員の指導力の向上や指導方法の創意工夫に努めます。
- ・「とくしまの学校における働き方改革プラン」を踏まえ、働き方改革に取り組みつつ、子どもたちと向き合う時間を確保し、児童生徒に対するきめ細かな指導を行い、学校教育の質を高めていきます。

主な事業・取組

- 研究団体委託・補助事業
- 徳島型メンター制度の推進
- 各園・校、関係機関の連携による教育実践研究の推進
- 校内研修の充実

④ ICT等を活用した情報教育の充実

- ・電子黒板やタブレット端末、デジタル教科書、情報通信ネットワーク等を駆使した授業づくり、情報モラル教育の推進を図り、国が提唱する「GIGA スクール構想」の実現に向けて取り組み、AI や IoT 等を活用する Society5.0 時代に備えたプログラミング教育を推進します。
- ・ICT 支援員による、授業で使用するハードウェア・ソフトウェアの操作指導や操作補助、ICT 活用の提案などを通して、学校における情報教育の充実に努めます。

主な事業・取組

- インターネット環境維持事業
- 情報教育の推進

主要施策3 特別支援教育の充実

① 特別支援教育の充実

- ・特別支援コーディネーターを中心に組織的な支援ができるよう校内支援体制づくりに努めるとともに、研修の充実を図り、適切な指導・支援が行えるように教職員の資質向上に努めます。また、県と連携して、障がいの種類に対応した特別支援学級の設置を進めます。
- ・「個別の指導計画」を作成し、特別支援教育を必要とする児童生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な指導と支援を行います。
- ・保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関の連携のもと、切れ目のない支援をするため、小松島市特別支援連携協議会と連携し、就学前から学齢期終了まで継続して使用する「連携ファイルー絆ー」を作成しています。また、特別支援教育の普及啓発に取り組み、インクルーシブ教育を推進することで、差別のない共生社会の実現を目指します。

主な事業・取組

●小学校教育振興事業

- 様々な教育的ニーズに応じた支援
- 教職員の専門性の向上

●中学校教育振興事業

- 相談支援体制の充実
- 就学援助の充実

主要施策4 家庭教育の充実と地域との連携

① 家庭教育力向上への支援

- ・子どもの健全な育成のため、早寝・早起きなどの基本的な生活習慣や食事の大切さを啓発するとともに、子育てに関する相談活動の充実を図ります。
- ・各校（園・所）における、保護者との教育相談の機会の充実、PTA との連携した教育講演会の実施等を通して、家庭教育力向上に努めます。
- ・各校（園・所）において図書貸し出しや、ブックリストの作成、家庭における絵本の読み聞かせ等、家族と一緒に本に親しめる環境づくりを推進します。

主な事業・取組

- 基本的な生活習慣（早寝・早起き・朝ごはん・あいさつ等）の育成・啓発
- 家庭における読書活動の推進
- 家庭教育に関する意識啓発の推進と情報の提供（市民を対象としたシンポジウムの開催など）

② 家庭・地域との連携

- ・地域における人と人とのつながりを大切にすることで地域の協力を得て、子どもの豊かな学びをより一層充実させる取り組みを推進します。
- ・地域の優れた人材を活用することで、学校での学習活動や放課後子ども教室、スポーツ・文化活動等の充実に努めるとともに、PTA 等の団体が学校を支える活動を行う際には積極的に支援を行います。
- ・地域学校協働活動推進事業は、学校や地域の協力も必要であるため、学校現場や関係者の声も参考にしながら、地域のニーズを捉え、指導者確保に努めます。

主な事業・取組

- 学校運営協議会事業
- 地元企業の協力による職場体験
- ボランティア団体による地域の特性を生かした自然体験や社会体験
- 小松島市地域活動事業費補助金（世代間交流事業・小学校低学年児童の受入れ・異年齢児交流等事業）
- 地域学校協働活動推進事業
- 地域の人々と関わる体験的な学び
- 地域住民・高齢者との交流活動

⑤ 主要施策5 健やかな体の育成

① 健やかな体の育成

- ・母子保健事業を通して、乳幼児期からのより良い食習慣の形成のため、年齢に応じた望ましい食習慣についての保健指導を行うとともに、園児・児童生徒の肥満や生活習慣病予防のための取り組みの充実に努めます。
- ・体育の授業時数の確保と指導内容の体系化を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質能力を培います。また、校外水泳モデル事業の実施や部活動指導員、部活動支援員の配置を進めることで、学校の教育活動全体を通して児童生徒の体力の向上を図ります。
- ・児童生徒の体力の向上を図るとともに、けがや病気の予防、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育成する教育を推進します。また、薬物乱用防止教室等を開催し、飲酒・喫煙・薬物乱用防止に関する指導を行います。

主な事業・取組

- | | |
|--------------------|------------------|
| ●妊産婦・乳幼児健診事業 | ●子育て支援事業 |
| ●母子健康包括支援センター運営等事業 | ○体力・運動能力、運動習慣の向上 |
| ○健康教育の推進 | ○薬物乱用防止教育の推進 |

② 食育の充実

- ・子どもの基本的な生活習慣形成のため、食育の推進に取り組みます。
- ・地域の生産者や団体と連携を図り、学校給食の地産地消を促進し、食を通して地域等の理解を深め、食文化の継承を図ります。また、学校と家庭が連携し、正しい食習慣を身につけることができるよう取り組みます。

主な事業・取組

- | | |
|--------------|----------------|
| ●妊産婦・乳幼児健診事業 | ●子育て支援事業 |
| ●給食運営事業 | ○学校給食の充実 |
| ○食育の推進 | ○小松島市食育推進実務者会議 |



基本施策 2 社会教育の推進

現状と課題

- 中央会館、生涯学習センターなどを拠点に、市民講座や成人講座を実施し、市民一人ひとりの生きがいをづくりに努めています。ライフステージに応じて、誰もが参加しやすく、学び続けることができる生涯学習の場を提供していく必要があります。
- 市民のニーズにあわせたコーナーの設置や、多様な講座、ミニ展覧会等による文化の発信など、特色ある図書館運営に努めています。また、開館時間を変更するなど市民の利便性にも努めており、引き続き、公民館や図書館などの社会教育施設の機能充実を図っていく必要があります。
- 各校と地域が連携し、郷土や地域の伝統や文化への理解を深め地域の発展に尽くした先人の生き方などの学習に積極的に取り組むことで、郷土を誇りに思い大切に作る心の育成に繋がっています。今後は、さらに地域の人材の活用や地域の団体等との連携を推進する必要があります。

施策の方向性

すべての市民が、あらゆる機会を通じてお互いに広く学び合うことができる環境整備に努めるとともに、青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力と想像力を身につけながら健やかに成長し、地域への愛着と誇りをもち自立できることを目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
生涯学習関連講座参加者数(年間延べ利用者数)	998人	2,300人
公民館年間延べ利用者数	20,209人	50,000人
貸出冊数(市立図書館)	86,632冊	100,000冊
貸出人数(市立図書館)	18,708人	22,500人
今住んでいる地域の行事に参加していると答えた児童・生徒の割合	小学校:47.3% 中学校:30.3%	小学校:55% 中学校:35%

主要施策Ⅰ 社会教育の充実

① 学び続けることのできる環境づくり

- ・市民一人ひとりが個性と能力を伸ばし、生きがいのある充実した人生を送れるよう、生涯を通じた多様な学習機会の提供を図ります。
- ・中央会館や生涯学習センター（図書館）は市の文化・芸術及び知の拠点であり、幅広い年代の参加が可能となるよう、市民講座や成人講座を充実させ、利用拡大に向けた取り組みを推進します。
- ・様々な学習活動によって得た知識や成果を、地域社会やまちづくり活動などに生かせるような仕組みや支援体制の整備に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|-----------|----------------|
| ●中央会館運営事業 | ●市民講座・成人講座開催事業 |
| ○高齢者教室の開催 | ○ふるさと講座の開催 |

② 多様な学習情報の収集・発信

- ・地域や学校との連携、健康、体験活動等の先進事例を研究し、取り組みへの反映に努めます。
- ・市広報や市ホームページ、図書館内の掲示等を通して、分かりやすい情報発信に努め、市民が、「いつでも」「どこでも」学ぶことができる環境づくりを行います。

主な事業・取組

- | | |
|------------|-----------|
| ●公民館運営事業 | ●公民館活動事業 |
| ●図書館運営事業 | ○高齢者教室の開催 |
| ○ふるさと講座の開催 | |

主要施策2 社会教育施設の充実

① 社会教育施設の機能充実

- ・公民館や中央会館など社会教育施設については、学校・家庭・地域の協働による地域課題の解決を図る場として、また、市民の居場所づくりや交流拠点等の学習機会の提供や地域社会へ学びを還元する場となるよう、取り組めます。
- ・利用者のニーズに応えられるよう図書館資料や蔵書の充実に努め、利用者にとって魅力ある図書館づくりに努めます。また、様々な企画・イベントを開催し、子どもの読書活動を推進するとともに、学校や放課後児童クラブ、各施設等に配本する取り組みを通じて学習機会の提供に努めます。

主な事業・取組

- 公民館運営事業
- 図書館運営事業
- 図書配本事業
- 中央会館運営事業

主要施策3 ふるさと教育の推進

① 郷土愛を醸成するふるさと教育の推進

- ・体験的活動や地域教材を取り入れた授業の実践を通し、子どもたちが「知る」「見る」「感じる」ことで、ふるさとに対する誇りや愛情を育む教育を行います。また、これらの地域学習により、子どもの成長や地域を担う一員としての意識の醸成に努めます。

主な事業・取組

- 学校活動補助金事業
- 郷土を誇りに思う心の育成

主要施策4 青少年健全育成の推進

① 青少年の健全な育成とより良い社会環境づくり

- ・青少年の健全育成にあたり、豊かな人間性や社会性を育む活動や文芸振興に取り組めます。
- ・たくましく心豊かな青少年を育成するため、学校・家庭・地域の連携のもとに市民総ぐるみで健全育成を推進するとともに、青少年の非行を早期に発見・指導する体制の充実に努めます。
- ・青少年健全育成センターを中心に、青少年育成市民会議やPTA等の関係機関・団体と連携しながら、補導活動や相談活動、広報活動、環境浄化活動など、青少年の健全育成に取り組めます。

主な事業・取組

- 一般補導員補導事業
- 青年社会参加促進事業
- 非行防止少年の主張大会事業



基本施策 3 人権教育・啓発の推進

現状と課題

- 21世紀は「人権の世紀」と言われているように、お互いの人権が尊重される社会を実現することが求められています。しかしながら、近年では新型コロナウイルスに関する不当な差別的取り扱い、インターネットやSNSによる個人への誹謗・中傷等の新たな差別事象も生じています。市民全体で人権教育や啓発活動を進めることが重要となっています。
- 人権教育振興協議会等の活動を中核として、家庭教育部会、社会教育部会、企業職域部会など関係機関と連携しながら、人権教育の推進や課題解決に取り組みます。

施策の方向性

「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、市民一人ひとりの人権が尊重され互いに認め合えるまちづくりを目指すとともに、あらゆる差別のない誰もが幸せに暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
人権教育振興協議会主催の事業・研修会への参加人数	274人	1,200人
人権について正しく理解していると思う市民の割合	94.3%	100%

主要施策Ⅰ 人権教育・啓発の推進

① あらゆる機会を通じた人権教育・啓発の推進

- ・人権問題の解決に向けて、「同和問題」を重要な柱の一つとして捉え、様々な意見を取り入れ改善を図りながら、研修会を開催し、人権教育と啓発に努めます。また、SNS やインターネット上における人権侵害や新型コロナウイルスに関する不当な差別的取り扱いなど、新たな差別事象も確認されており、問題解決に向け、人権教育を継続的かつ効果的に推進することで、正しい理解や認識を深めるとともに、市民意識の高揚を図り、「一人ひとりが輝けるまちづくり」の実現を目指します。
- ・市民全体が人権を遵守する担い手であると認識し、毎月 11 日の「人権の日」にあわせた人権相談の実施や人権教育学級の開催、また「広報こまつしま」における人権に関する記事の掲載、人権教育振興協議会の機関誌「松明」の発行などとともに、市内の小中学生から人権尊重ポスター・人権尊重標語・人権作文を募り、優れた作品を製品化したり、作品集に掲載したりして公表することで、現在の時事的な社会問題や新たな人権課題について、広く普及・啓発に努めます。
- ・交流学习を通じて、人権教育に対する意識の高揚が子どもたちに広がりを見せています。また、「人権のまちづくり子ども会」等を通して、児童生徒が人権問題を解決していく力を養っています。こうした取り組みを継続し、人権問題を学習することで、人権や差別についての理解を深め、人権を尊重する意識や態度の育成を図ります。

主な事業・取組

- | | |
|----------------|-------------------|
| ●人権啓発活動地方委託事業 | ●人権教育推進事業 |
| ●人権教育振興協議会補助事業 | ●人権のまちづくり子ども会支援事業 |

② 人権教育・啓発推進者層の拡大

- ・あらゆる人権問題の早期解決に向け、人権尊重思想の普及高揚や人権問題に対する正しい認識を広めるための活動に取り組むとともに、将来的に人権教育の推進者・指導者となれる人材の育成に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|----------------|---------------|
| ●人権のまちづくり事業 | ●人権啓発活動地方委託事業 |
| ●人権教育振興協議会補助事業 | |

主要施策2 人権侵害に対する支援の推進

① 人権尊重の視点に立った行政の推進

- ・「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨を踏まえ、人権教育振興協議会等の活動を通して、人権が尊重される社会の実現に取り組みます。
- ・人権擁護委員をはじめ相談員の資質向上と関係機関との連携を図り、人権侵害に関する相談できる環境づくりに努めることで、人権問題の早期解決に取り組みます。また、SNS やインターネット上における人権侵害などに適切な対応を行い、人権侵害の解消に努めます。

主な事業・取組

●人権啓発事業

●人権教育推進事業

○学校や公民館における研修等



基本施策 4 スポーツ活動の振興

現状と課題

- 子どもから高齢者まで体力向上や健康維持を目的としたスポーツ活動は重要です。ライフステージに応じたスポーツやレクリエーション活動に取り組める環境づくりに努めていく必要があります。
- スポーツ活動等の情報発信のツールとして新たにポータルサイト「スポーツタウンこまつしま」の運営を開始しています。また、総合型地域スポーツクラブや体育協会等と連携し、スポーツ活動が行える機会を提供していきます。
- 市立体育館をはじめとした社会体育施設の適正な維持管理に努めます。トイレの洋式化や照明設備等を更新し、予防保全の視点に立ち施設の長寿命化を図っていくとともに、スポーツの普及発展に努めます。
- 競技に関する実技指導及び助言等やスポーツ推進事業の連絡調整をスポーツ推進委員と共に行っています。
- スポーツ少年団の指導者は、令和5年度までに「スポーツ少年団認定員」から「JSPPO 公認コーチングアシスタント」へ資格を移行する必要があります。また、スポーツを支える指導者の育成も重要な課題となっています。

施策の方向性

運動やスポーツを通じた健康づくりや地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、「遊び」や「スポーツ」を通じて市民の健康づくりや生きがいづくりに寄与し、体力の向上や健康維持を目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
小松島市スポーツ専用サイト閲覧者数【※】	延べ1,400人	延べ2,400人
市立体育館利用件数	1,885件	2,200件
和田島緑地利用件数	319件	400件
スポーツ少年団指導者新規受講者数	1人	8人

【※】令和3年度

主要施策Ⅰ 地域スポーツ活動の推進

① 多様なスポーツ機会の提供

- ・地域の社会体育活動の拠点として、市内各小学校運動場・体育館を開放し、地域スポーツの活動と市民の健康・体力を育むための場の確保に努めます。
- ・総合型地域スポーツクラブみなと小松島スポーツクラブを支援することで幅広い年代が自分の体力・技術に合ったスポーツを気軽に行える環境を整備し、競技力の向上及び健康寿命の延伸につなげます。
- ・スポーツの普及と振興を図るため、新たな試みとしてスポーツ専用のポータルサイトを運用し、地域のスポーツの情報を発信し、運動のきっかけづくりに努めます。

主な事業・取組

- 市体育大会開催事業
- 総合型地域スポーツクラブみなと小松島スポーツクラブへの支援に関する取組
- ポータルサイト「スポーツタウンこまつしま」を活用したスポーツ活動の情報発信に関する取組

② 市民参加型スポーツイベントの充実

- ・多様な世代が参加できるスポーツの大会を開催することは、日ごろから目標をもって運動をする機会となることからこの実現に努めます。また、身近な運動である走ることやなわとびによる市民クロスカントリー大会やなわとび大会は、運動の習慣がない市民や児童等も参加しやすく、運動をするきっかけにもなるため、今後も陸上競技協会や小学校体育連盟と連携し進めていきます。
- ・体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員等と連携し、スポーツ大会やスポーツ教室の充実を図るとともに、誰もが気軽にスポーツに親しめる機会を提供します。

主な事業・取組

- スポーツ行事開催事業

③ スポーツ団体の活動支援

- ・スポーツ少年団、体育協会やその加盟団体などの自主的な活動を支援し、スポーツの普及と振興を図ります。また、総合型地域スポーツクラブの充実に努め、身近な地域で市民がスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。

主な事業・取組

- スポーツ振興事業
- 徳島駅伝参加事業
- スポーツ少年団活動支援に関する取組
- 市体育協会所属の各競技団体への支援に関する取組
- 総合型地域スポーツクラブみなと小松島スポーツクラブへの支援に関する取組

④ 自転車競技の普及と振興

- ・県内唯一である自転車競技専用施設を活用し、オリンピック正式種目である「KEIRIN（ケイリン）」の魅力を広く発信することにより、スポーツとしての自転車競技の認知度向上に努めます。

主な事業・取組

- 競輪事業

🌀主要施策2 社会体育施設の整備

① 社会体育施設の利用促進

- ・多様化するニーズに対応できるようスポーツ施設の整備充実を図り、利便性の向上や利用者の増加に努めます。また、市民が快適・安全に施設を利用することができるよう維持管理を行うとともに、予防保全の視点も踏まえ、施設の長寿命化を図ります。

主な事業・取組

- 市立体育館管理事業
- 和田島緑地管理事業
- 市営プール管理事業
- ゲートボール・グラウンドゴルフ場管理事業
- 少年武道場管理事業
- 社会体育学校施設管理事業

🌀主要施策3 地域スポーツの普及

① 指導者養成講座等の実施

- ・スポーツ推進委員の地域での役割は大きいため、今後も委嘱を継続し、各種講習会や研修会開催などを支援し、地域のスポーツ普及を担う人材の育成に努めます。
- ・スポーツ少年団指導者の移行措置期間中に「JSPO 公認コーチングアシスタント」へ資格移行が完遂できるよう情報発信、相談等に取り組みます。

主な事業・取組

- スポーツ推進委員委嘱事業
- スポーツ少年団本部事務に関する取組



基本施策 5 文化・芸術活動の振興

現状と課題

- 毎年10月に開催される芸術祭は、本市における文化・芸術の一大イベントとして出展者の目標となっています。また、当日は、鑑賞の場として多くの来場者があり、市内の中高生で構成するボランティアまっぼづくりが文化・芸術に触れる貴重な機会となっています。一方で、市内における文化・芸術活動に関わる参加者は減少傾向にあり、参加者を拡大させる取り組みを推進する必要があります。
- 中央会館の貸館利用や定期講座、芸術祭等は、住民の交流や生きがいに繋がっており、生涯学習の一環となっています。今後は、公民館等において、学校・家庭・地域の連携による書道や絵画の展示など、効果的な施設の活用について検討していく必要があります。
- 本市の文化財に関する基礎資料となる「小松島市の文化財（平成14年刊行）」を令和3年3月に改訂し、文化財に対する関心や活用につなげています。生活様式の変化や少子高齢化による担い手不足により、文化財の保存、継承が懸念されるため、文化財保存に関する取り組みを推進する必要があります。
- 発掘調査による遺物の常設展示や遍路道ウォーキング等を通して、まちの観光資源となる歴史や文化を活用し、継承する取り組みを企画・実施しています。市内には、国指定史跡をはじめ、県指定、市指定の文化財が数多くあり、無形民俗文化財等を継承する後継者の育成などが課題となっています。

施策の方向性

文化・芸術は、心豊かでうるおいのある市民生活や活力ある地域社会の実現のために重要です。市民の誰もが気軽に文化・芸術に親しみ、地域で交流できる環境整備に努めるとともに、小松島市にある貴重な文化財を市民の共有財産として将来に引き継ぐことのできるまちづくりを目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
芸術祭参加のべ人数	527人	900人
多目的ホール利用者数	4,090人	12,000人
多目的ホール公演事業数(自主事業)	5回	6回
多目的ホール公演事業数(共催事業)	6回	6回
小松島市文化協会派遣者数	—	5人

主要施策Ⅰ 文化・芸術活動の振興

① 文化団体等の支援による文化意識の高揚

- ・文化協会及び加盟団体を支援し市民の文化・芸術活動を促進させ、文化活動やサークル活動の活性化を図ります。
- ・文化・芸術の発表の場である芸術祭の魅力向上に取り組み、出展者、来場者数の拡大に努めるとともに、関係団体やボランティアとの連携により、文化意識の醸成に努めます。
- ・文化・芸術を通して交流し生きがいや目標となるよう、公民館や中央会館における貸館や講座の開講を進めます。
- ・舞台芸術や音楽の鑑賞をはじめとした様々な文化・芸術活動や催しを行うことにより、地域のための文化・芸術振興を図ります。

主な事業・取組

- | | |
|--------------------|--------------|
| ●芸術祭開催事業 | ●文化協会事業 |
| ●市民講座・成人講座開催事業 | ●芸能祭開催事業 |
| ●自主公演事業（自主事業、共催事業） | ○こまつしま短歌大賞事業 |

主要施策2 文化財・伝統文化の保存・継承

① 文化財等の保存・継承

- ・文化遺産を有効に活用し、広く普及啓発事業を行うことで、文化財や地域の伝統文化への理解や関心を高め、市民の力による地域の文化遺産の保存と次世代への確実な継承を促します。
- ・文化財、史跡等の計画的な整備を行い、魅力ある郷土づくり、人づくりの資源として、その公開と活用を目指すとともに、地域に残る文化財を次世代へ継承していくため、調査研究と記録に努め、定期的な点検のもと保存環境の改善を図ります。
- ・令和3年3月に改訂した「小松島市の文化財」を活用し、文化財や伝統文化の継承を図るとともに、定期的な行事や講演、常設展示等を通じた保護啓発により、文化財保護の意識向上に努めます。

主な事業・取組

●文化財保護事業

●四国へんろ道世界遺産推進事業

② 埋蔵文化財保護体制の推進

- ・埋蔵文化財包蔵地における開発行為においては、文化財保護法に基づき、関係課等と連携し、埋蔵文化財の発掘調査、立会等による埋蔵文化財の保護に努めます。

主な事業・取組

●市営グラウンド遺跡発掘調査事業

主要施策3 歴史や文化財を活用したまちづくりの推進

① 歴史や文化財を観光資源に活用する取組の推進

- ・阿波遍路道（恩山寺道・立江寺道）が国史跡に指定され、周辺には、県指定天然記念物「恩山寺ビランジユ」や市指定文化財「釈迦庵の仏足石」などがあり、歴史・文化を伝える古道となっています。自然環境や四国遍路など地域資源や文化を融合した取組を推進し、地域の活性化を図ります。
- ・令和3年3月改訂の「小松島市の文化財」は、市内の有形無形の文化財やその由来等を記載しており、歴史を知る手がかりとして今後も利活用を進めます。
- ・観光ボランティアガイド協力会による遍路道ウォーキングの継続や埋蔵文化財の発掘体験などの取組みを通して、貴重な文化資源が地域振興の一助となるよう努めます。

主な事業・取組

●文化財保護事業

●市営グラウンド遺跡発掘調査事業

基本目標 3 健やかな暮らしづくり

基本施策 1 地域福祉の充実

- 主要施策1 市民の生活を支える社会(包括的な支援体制づくり)
- 主要施策2 「我が事」として考える社会(地域づくり)
- 主要施策3 役割と生きがいをもって活躍できる社会(人材づくり)

基本施策 2 高齢者福祉の充実

- 主要施策1 地域包括ケアシステムの推進
- 主要施策2 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進
- 主要施策3 介護保険制度の適正な運営・介護サービスの充実

基本施策 3 障がい者福祉の充実

- 主要施策1 障がい者のまちづくりへの参加
- 主要施策2 障がい者・障がい児福祉サービスの充実

基本施策 4 自立支援の推進

- 主要施策1 生活困窮者等への支援の充実

基本施策 5 社会保障の充実

- 主要施策1 医療保険制度の適切な運用
- 主要施策2 国民年金制度の周知と啓発

基本施策 6 健康づくりの推進

- 主要施策1 各種健診・がん検診の推進
- 主要施策2 ライフステージに応じた健康づくり
- 主要施策3 感染症予防・対策の強化



基本施策 | 地域福祉の充実

現状と課題

- 高齢者や障がいのある人、児童など、それぞれの福祉分野ごとの相談支援体制では対応が困難な事例があります。制度や分野ごとの縦割りではなく、関係部署や関係機関等が一体となった包括的な支援体制を構築する必要があります。
- 本人の希望や状況に応じた福祉サービス等を提供するための相談窓口を整えることで、住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境をつくる必要があります。
- 意思決定の困難な高齢者や障がいのある人が不利益を被ることのないよう、「成年後見制度」の適正な利用を促進する必要があります。
- 地域に暮らす人々が互いに助け合い、身近な地域の課題や問題点を見つけ出し、これらの地域課題を地域の互助力を高めることによって解決を図ることができる地域の体制づくりが求められています。
- 福祉の担い手を限定せず、民間事業者等、多様な組織が福祉活動へ参画することで、地域福祉を推進していく必要があります。

施策の方向性

「第2期小松島市地域福祉計画」に基づき、市民・社会福祉団体などの関係機関と連携し「支えあい、共に生き みんながつながる地域づくり」の実現を目指し取り組みを進めます。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
重層的支援体制整備事業の実施	未実施	実施
高齢者サロンの参加者数(延べ人数)	1,117人	2,150人
友愛訪問活動回数	2,786回	3,000回

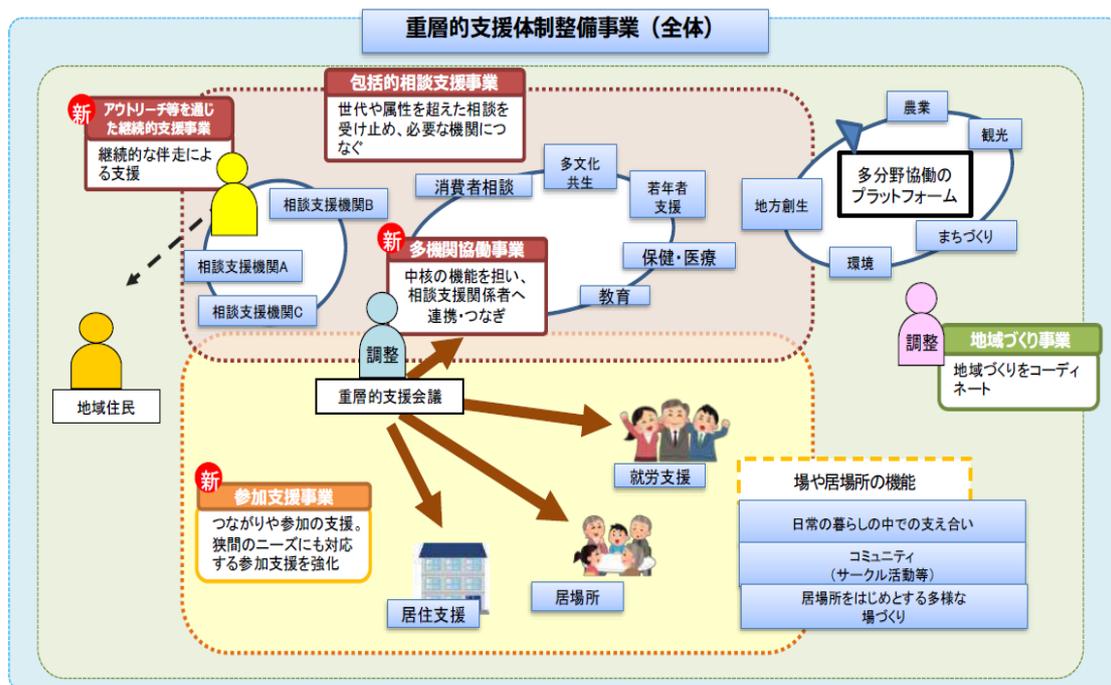
主要施策Ⅰ 市民の生活を支える社会（包括的な支援体制づくり）

① 包括的な相談・支援体制づくり

- ・市民が抱える様々な不安や悩みなどについて、親身な相談対応による支援を目指します。複合的な相談内容については、保健・医療・福祉・介護・教育等が連携するなど重層的な相談支援により解決を図り、誰もがいきいきと安心して暮らせる地域共生社会づくりを進めます。
- ・地域の生活課題を市民が「他人事」と捉えず「我が事」として捉えることができる環境づくりを推進するとともに、地域の支え合い活動や包括的な相談ができるように生活支援コーディネーター等を配置します。

主な事業・取組

- 多機関協働事業
- (介護) 地域包括支援センターの運営
- (障がい) 障がい者相談支援事業
- (子ども) 利用者支援事業
- (困窮) 自立相談支援事業



※重層的支援体制整備事業

市町村における既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築・実践できる仕組みをつくるため実施されることになった新たな事業です。対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することが必須条件です。

② 安心して暮らせるための環境づくり

- ・課題を抱える個人や世帯が地域で孤立することなく、また、市民一人ひとりの生活や困りごとに応じて、福祉ニーズを把握し、適切なサービスや支援を受けることができるための体制づくりを行います。

主な事業・取組

- アウトリーチを通じた継続的支援
- 参加支援
- 相談支援

主要施策2 「我が事」として考える社会（地域づくり）

① 共に支え合う地域づくり

- ・地域の課題を自分のこととして捉え、地域の課題を話し合い、地域の課題解決のために、市民をはじめ、地縁組織、民間企業、医療・福祉・介護などの専門職、行政、社会福祉協議会などが協働して行うことができる体制の整備に努めます。
- ・地域で暮らすすべての人が気軽に相談できる場所や交流の場となるカフェやサロン等を増やしていきます。また、見守り活動など地域の取り組みが活発に行われるようにすることで、地域住民の間で顔の見える関係づくりを促進します。

主な事業・取組

- （介護）生活支援体制整備事業
- （介護）地域介護予防活動支援事業
- （障がい）地域活動支援センター事業
- （子ども）地域子育て支援拠点事業

主要施策3 役割と生きがいをもって活躍できる社会（人材づくり）

① 地域福祉を支える担い手づくり

- ・社会福祉協議会や民生委員児童委員連絡協議会などの関係団体と連携しながら、地域福祉を担う人材の育成を図ります。
- ・福祉意識の醸成に必要な広報による啓発に努めるとともに、社会福祉協議会等を通じ、地域福祉の担い手として期待されるボランティアやボランティア団体の活動を支援するなど、担い手として、社会活動や地域活動に参加できる仕組みづくりに取り組みます。

主な事業・取組

- 認知症施策推進事業
- 地域生活支援事業



基本施策 2 高齢者福祉の充実

現状と課題

- 本市は、市民の3人に1人が高齢者となっています。今後、介護や医療費等の社会保障費の増加が見込まれる「2025年問題」に対応するため、高齢者の生活を地域で支える「地域包括ケアシステム」を深化させる必要があります。
- 介護予防対策や高齢者の自立支援を充実させるとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図っていく必要があります。
- 生活支援等の担い手について、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、サービス提供者と利用者との「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、高齢者の社会参加を進めていく必要があります。
- 認知症の人やその家族が地域の良い環境で自分らしく暮らし続けるため、認知症高齢者本人や家族の視点を重視しながら、地域の認知症への理解を深めることが重要です。認知症施策推進大綱に沿って共生と予防を車の両輪として施策を総合的に推進し、認知症高齢者本人や家族を支える仕組みづくりを進めていく必要があります。
- 誰もが安心して暮らすことができるよう成年後見制度の活用や高齢者の虐待防止など地域包括支援センターと連携しながら問題解決にあたっています。成年後見制度中核機関を設置し、高齢者の尊厳と権利を守る仕組みを強化していく必要があります。

施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域の中で、孤立せず、生きがいをもって暮らすことができ、健康で自立した生活を継続して送ることができる環境をつくとともに、高齢者の生きがいづくりを支援するなど社会に参加・参画できる仕組みづくりを推進します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域ケア会議における個別事例の検討	12回	12回
チームオレンジの構築	未設置	3箇所
認知症サポーター登録者数	2,477人	3,500人

主要施策Ⅰ 地域包括ケアシステムの推進

① 地域包括ケア体制の充実

- ・地域の自主性や主体性に基づき、すべての高齢者の尊厳が守られ、住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう、医療や介護、生活支援、住まいなど地域の特性に応じた体制づくりを推進します。
- ・地域包括支援センターの相談機能や職員の資質向上を図り、在宅医療や介護・認知症施策、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化に努めるとともに、地域包括支援センターが「わかりやすく、利用しやすい相談窓口」として、市民に認識されるよう、広報誌などを活用して情報発信に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ●地域ケア会議推進事業 | ●生活支援体制整備事業 |
| ●認知症施策推進事業 | ●在宅医療・介護連携推進事業 |
| ●介護予防ケアマネジメント事業 | ●総合相談事業 |
| ●権利擁護事業 | ●包括・継続ケアマネジメント支援事業 |

主要施策2 高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

① 生きがいづくりの促進

- ・地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現に向け、高齢者のみならず地域のすべての人がいきいきと役割をもって暮らせる地域づくりに取り組みます。
- ・高齢者の豊かな知識と経験を生かした雇用・就労への支援を図るとともに、生きがいをもちながら、地域の担い手としても活動できるように、社会参加・交流の促進、生涯学習活動を推進します。

主な事業・取組

●老人クラブ事業

●シルバー人材センター運営事業

② 認知症支援策の推進

- ・認知症サポーター自らが活動し、認知症の人やその家族への支援につながる仕組みを整備し、「チームオレンジ」の構築へ向けた取り組みを推進します。
- ・認知症ケアパスの活用をはじめ、認知症サポーター養成講座の開催など、認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、見守りシールを配布することで、認知症高齢者等の安全確保と家族や介護者の支援を行います。

主な事業・取組

●認知症施策推進事業

③ 高齢者の尊厳の確保

- ・誰もが安心して暮らすことができるよう成年後見制度の活用や高齢者の虐待防止など、地域を挙げて推進し、高齢者の尊厳と権利を守る仕組みづくりに努めます。
- ・成年後見制度の総合相談窓口となる中核機関を設置し、成年後見制度利用の促進を図ります。

主な事業・取組

●権利擁護事業

●成年後見制度利用促進事業

●在宅医療・介護連携推進事業

① 主要施策3 介護保険制度の適正な運営・介護サービスの充実

① 介護保険サービスの円滑な提供

- ・自立支援・重度化防止に努めるとともに、サービスの質の向上とその人にあった効果的な介護保険サービスの利用を促進するため、ケアマネジメントの取り組みを推進します。
- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護保険制度の安定的な運営とサービスの質の向上を図り、介護保険サービスの充実に取り組みます。また介護保険サービスと生活支援サービス、障がい福祉サービス等を利用者の状況に応じて効果的に組み合わせることの重要性などについて、ホームページ、パンフレット等で積極的に情報提供を行います。

主な事業・取組

- 各介護サービス給付事業
- 災害・感染症対策に係る体制整備
- 保険事業の円滑な運営

② 在宅生活の支援

- ・高齢者をはじめとするすべての人が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、民間企業、NPO、ボランティア団体等の様々な主体と生活支援や介護予防、社会参加の促進を強化することが重要です。縦割りではなく、様々な団体との連携の強化に努めます。
- ・一人暮らし高齢者等の不安を解消し、福祉の向上を図るため、引き継ぎ、緊急通報装置を貸与するとともに、会食サービス、配食サービスにより安否確認を図るなど、高齢者が在宅での生活を続けられる環境づくりに取り組みます。

主な事業・取組

- 社会福祉協議会事業
- 任意事業
- 生活支援ハウス運営事業
- 緊急通報体制等整備事業
- 生活支援体制整備事業
- 在宅医療・介護連携推進事業

③ 介護予防・重度化防止

- ・介護予防・重度化防止に資するケアマネジメントの基本方針を定め、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、フレイルサポーターの養成や住民主体の通いの場である「いきいき百歳体操」への支援を強化するなど、フレイルへの対策等を推進し、高齢者の健康増進・介護予防を図ります。
- ・高齢者の身体の状態に応じた一般介護予防事業の展開や、介護予防の普及啓発活動に取り組みます。

主な事業・取組

- 一般介護予防事業
- 介護給付適正化事業



基本施策 3 障がい者福祉の充実

現状と課題

- 障がい者理解のための促進キャンペーンや小学校での授業を行うことで多くの方に、障がい者への理解認識を深めることができました。今後も障がい者への正しい理解と認識を深め、学校、家庭や地域、職場などあらゆるところでの偏見や差別を解消していく必要があります。
- 就業・生活支援センターをはじめ、関係機関と連携し就労支援を行っています。障がい者の増加に伴い就労支援を必要とする方は増加する一方で、福祉的就労から一般就労に移行できた方の人数は増加していない現状があります。
- 関係機関と連携して、本人、家族の状況、ニーズに応じた制度・サービスの提供に繋げることができました。限られた社会資源の中で、障がい者が自らの望む生活を実現するためにサービスのより一層の充実と適正化に努める必要があります。
- 相談支援者等に相談支援事業を委託し、年中無休、24 時間体制での相談支援事業を行っています。
- 基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の広域での設立に向け阿南市、那賀町と広域での設置に向けての協議を行い、基幹相談支援センターの令和 5 年度までの設置に向けて準備を始めました。

施策の方向性

障がいのある人も障がいのない人も、みんながお互いを認めあい、その有する能力を十分に発揮できる環境づくりを進め、地域社会の中で自立した質の高い生活を送るとともに、生活基盤や支援の一層の充実を図ることで、誰もが住みよく地域社会で安心して暮らせるまちをつくります。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
一般就労への移行者数	4 人	9 人
基幹相談支援センターの設置	未設置	設置
障がい者相談支援事業所への相談件数	1,555 件	現状維持

主要施策Ⅰ 障がい者のまちづくりへの参加

① 障がい者理解への啓発活動

- ・心のバリアフリーの推進、福祉教育の推進、ふれあい・交流活動の促進を図り障がい者の理解促進に取り組みます。
- ・障がい者の人権をテーマとした研修会や障がい者理解啓発キャンペーンなど様々な機会を通じて、障がいの有無にかかわらずお互いが尊重し、共生できる社会を目指し啓発活動を推進します。

主な事業・取組

- | | |
|-------------|-------------------|
| ●地域生活支援事業 | ○障がいをテーマとした研修会の開催 |
| ○障がい者理解促進授業 | ○福祉まつりの開催 |

② 差別の解消・権利擁護の推進

- ・差別の解消や合理的配慮の普及を目指し広報・啓発活動を行うとともに、障がい者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、障がい者を支援する関係職員のスキルアップ、サービスの質の確保・向上に向けた取り組みを推進します。
- ・判断能力が十分でない人に対して成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。また、障がい者にとって自らの意思が適切に反映された地域生活を実現できるよう、医療・福祉・地域の関係者や法律の専門家・行政等と連携した地域連携ネットワークを構築するとともに、その運営の中心となる中核機関を設置します。

主な事業・取組

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| ●地域生活支援事業 | ○障がい者虐待防止センターの設置 |
| ○阿南市、那賀町、勝浦町と広域で障がい者差別解消支援地域協議会を開催 | |

③ 雇用・就労・経済的支援の充実、社会参加の推進

- ・関係機関と連携した就労支援体制の充実、障がい者の雇用促進と働きやすい職場づくりの普及・啓発活動を推進します。また、福祉就労事業所等の安定運営と機能強化を図るため障害者優先調達推進法に基づく運用の支援に取り組みます。
- ・障がい者団体との交流や活動支援を通してニーズを把握するとともに、障がいのある人が積極的に社会参加できる環境を整えます。
- ・身近な地域での活動に積極的に参加できるよう、障がい者の社会活動への参加を促進します。

主な事業・取組

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ●地域活動支援センター事業 | ●地域生活支援事業 |
| ○特別障害児扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当の支給 | |
| ○小松島市社会福祉憲章条例に基づく手当等の支給 | |

主要施策2 障がい者・障がい児福祉サービスの充実

① 障がい者（児）を支援する制度・福祉サービスの推進

- ・地域の実情に応じた地域生活支援事業の充実に努めるとともに、関係機関と連携して、一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの情報提供や支援に努めます。
- ・障がい者のニーズに応じ、ホームヘルパーによる居宅介護（訪問系サービス）や生活能力向上のための自立訓練（日中活動系サービス）、グループホームへの入居（居住系サービス）など、障がい福祉サービスの充実に努めます。
- ・障がい児やその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう提供体制の整備に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|----------------------|---------------|
| ●障がい福祉サービス事業 | ●地域生活支援事業 |
| ●重症心身障害児（者）在宅介護等支援事業 | ●障がい児福祉サービス事業 |

② 相談支援の充実

- ・阿南市、那賀町と広域で基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ・相談支援専門員はじめ、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めるとともに、人材の確保・育成の強化を図ります。

主な事業・取組

- | | |
|-------------|-----------|
| ●障がい者相談支援事業 | ●地域生活支援事業 |
|-------------|-----------|



基本施策 4 自立支援の推進

現状と課題

- 平成 27 年度に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、本市の生活保護世帯数・人員は概ね減少傾向にあります。生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援制度の活用を図り、生活保護に至る前の段階で、様々な支援を行っていく必要があります。また、ハローワークなどの関係機関と連携することで、就労に向けた支援を行っています。
- 生活困窮の状況を把握し、様々な社会保障制度を活用しながら、相談・支援体制を充実させる必要があります。

施策の方向性

生活困窮者に対して、問題解決のための制度や支援策等、適切な助言や各関係機関との連携を行い、早期に自立を図ることができる支援体制の強化に努めます。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
生活困窮者自立相談支援事業の総相談件数	823 件	1,000 件
生活困窮者自立相談支援事業の相談の内、支援プランを作成した件数	23 件	35 件
生活困窮者自立支援事業の一般就労者数	8 件	15 件
被保護者就労支援事業による就労者数	25 件	50 件

主要施策Ⅰ 生活困窮者等への支援の充実

① 生活困窮者に対する自立支援

- ・生活困窮者自立支援法に基づく必須事業である生活困窮者自立相談支援事業に加え、令和3年度から就労準備支援事業及び家計改善支援事業を実施しています。これらの事業を一体的に行うことで、生活困窮者(現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある者)に対し、必要に応じた包括的な支援を行い自立の促進を図ります。

主な事業・取組

- 生活困窮者自立支援事業
- 生活困窮者住居確保給付金給付事業
- 生活困窮者就労準備支援事業
- 生活困窮者家計改善支援事業

② 生活保護制度の適正な運用

- ・保護の相談時には制度の説明や各種調査の徹底、自立に向けた支援など制度に則った適切な対応を通し、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する生活保護制度の適正な運営に努めます。

主な事業・取組

- 生活保護適正化事業
- 生活保護事業

③ 生活保護世帯に対する相談・指導體制の充実

- ・生活保護世帯に応じた援助方針等に対応するため、就労支援員や関係機関等と連携するなど相談体制を強化し、効果的な制度活用を行うことで、世帯の自立に向けた取り組みを進めます。

主な事業・取組

- 生活保護適正化事業
- 生活保護事業

④ 就労支援の充実

- ・支援対象者の多くは、様々な問題を抱えており、特に病気等を抱えている方などの就労に向けた支援は、より困難です。相談者の希望に添った就労先を探すとともに、関係機関と連携しながらきめ細やかな支援の充実に努めます。

主な事業・取組

- 被保護者就労支援事業
- 生活保護適正化事業



基本施策 5 社会保障の充実

現状と課題

- 国民健康保険制度は、少子高齢化による被保険者数の減少や一人当たり医療費の上昇が課題となっており、平成 30 年度より県が財政運営の責任主体となる広域化がスタートしています。制度の健全な運営を継続するために、国民健康保険税の収納率向上対策や医療費の適正化に取り組んでいく必要があります。
- 医療費適正化の一環として、医療費通知、後発医薬品差額通知を実施しています。国民健康保険の後発医薬品の使用割合は徐々に上昇していますが、国の目標（令和 3 年 9 月までに 80%）に未達となっています。
- 疾病の予防や早期発見・早期治療につなげるために、各種健（検）診をはじめ保健事業の実施・啓発への取り組みが必要です。
- 後期高齢者医療制度は、高齢化、医療の高度化に伴う医療費の増大が見込まれるため、徳島県後期高齢者医療広域連合と連携して、公平で適正な運営が求められています。
- 国民年金制度は、将来の生活の安定と経済基盤を支える重要な役割を担っているため、制度の趣旨を啓発し、市民一人ひとりの年金受給権を確保することが必要です。

施策の方向性

保険・年金制度は、国民すべての健康や安定した暮らしを支え合うための仕組みであり、その制度が将来にわたって継続し安心して生活できるよう、事業の適正な運営や国などの関係機関と連携した広報活動に努めます。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
後発医薬品使用割合 (数量ベース、%)	71.5%	80%
特定健康診査受診率	36.5%	60%
国民健康保険税収納率	96.8%	97%以上

主要施策1 医療保険制度の適切な運用

① 医療費適正化の推進

- ・被保険者の健康や医療費に対する意識を高めるために医療費通知を実施します。
- ・後発医薬品利用差額通知の実施やジェネリック医薬品希望シールの配布、関係機関との連携により、後発医薬品の普及・促進に努めます。
- ・特定健康診査の受診勧奨を行い、受診率向上に取り組みます。
- ・特定保健指導により生活習慣の改善を促し、健康維持と医療費の適正化に取り組みます。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、関係課が連携して重症化予防に取り組みます。

主な事業・取組

- 医療費通知事業
- 後発医薬品差額通知事業
- 特定健康診査事業
- 特定保健指導事業

② 適正な保険税の賦課及び収納率の向上

- ・適正に保険税を賦課するとともに、滞納者に対する納税相談や指導、口座振替の推進、休日納税窓口の開設など、収納率向上に向けた取り組みを推進します。

主な事業・取組

- 収納率向上特別対策事業

主要施策2 国民年金制度の周知と啓発

① 国民年金制度の周知と相談体制の整備

- ・定期的な広報等を実施することにより、制度内容の周知を図ります。また、日本年金機構と連携し、きめ細かな相談体制を構築します。
- ・資格取得・喪失、保険料の納付督促・免除等の手続きに係る業務を実施します。

主な事業・取組

- 各種事務に係る受付・相談窓口業務
- 制度周知のための広報業務



基本施策 6 健康づくりの推進

現状と課題

- 保健センターを拠点に健康こまつしま 21（第2次計画）を推進し、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「市民が自ら健康づくりに取り組む」を基本的な方向とした健康づくり対策に取り組んでいます。
- 特定健診の充実を図り、生活習慣病の発症及び重症化の予防に取り組めます。特に、若い世代や後期高齢者へのアプローチが重要であるため、かかりつけ医や専門医等とさらなる連携を図っていく必要があります。
- 健康づくりには、個人のライフステージや生活習慣等、多様な健康課題への対応が求められています。また、市民一人ひとりが健康づくりの意識を高めていくことが重要となっています。総合型スポーツクラブの育成や充実、体力づくり運動を推進するとともに、「スポーツタウンこまつしま」を通じて、ウォーキング等の適度な運動による健康づくりに取り組めます。
- 自殺予防についての正しい知識の普及やゲートキーパー養成講座を開催することで、自殺予防対策や心の健康づくりに取り組んでいく必要があります。市民一人ひとりがかけがえのない「いのち」の大切さを考え、共に支え合う地域社会の実現を目指していく必要があります。
- 感染症に関する情報を広報やホームページ等を通して適切に発信を行います。また、新型インフルエンザ住民接種実施計画を策定する必要があります。

施策の方向性

市民一人ひとりが生涯を通じて健康を保持・増進し、主体的に健康づくりが実行できるまちづくりを推進するとともに、心身とも健康で生きがいを持ち、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
ゲートキーパー養成講座開催回数	1回	1回以上
市新型インフルエンザ住民接種実施計画の策定	—	策定
特定保健指導実施率	85.7%	現状維持
内臓脂肪症候群該当者及び予備群者の割合	33.9%	28.6%

主要施策Ⅰ 各種健診・がん検診の推進

① 各種健診・がん検診の充実による健康保持・増進

- ・健康づくりへの取り組みを促すとともに生活習慣病の予防を図るため、特定健康診査や人間ドック等の実施及びその重要性の啓発に努めます。
- ・健診実施機関である徳島県総合健診センターや市内医療機関との連携や受診券方式による勧奨に組み込み、市民が受診しやすいがん検診の体制づくりに努めます。

主な事業・取組

●特定健康診査等事業

●健康診査等助成事業

●がん検診事業

●がん検診推進事業

① 主要施策2 ライフステージに応じた健康づくり

① 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組

- ・ 特定保健指導により生活習慣の改善を促し、被保険者の健康維持と医療費の適正化に取り組みます。
- ・ 徳島県後期高齢者医療広域連合と連携し、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」を実施することで、健診、医療、介護のデータに基づく壮年期から高齢期の市民への継続的な健康づくり支援に取り組みます。
- ・ 食生活や運動習慣は多くの生活習慣病との関連が深いことから、健康づくりに向けた食生活や運動習慣についての情報を発信し市民における健康意識の向上を図ります。
- ・ 生活習慣病発症予防や重症化予防における保健指導について、市内医療機関との連携を継続するとともに糖尿病連携手帳やCKD 予防連携手帳を活用し、かかりつけ医や専門医との連携に努めます。

主な事業・取組

- 健康増進事業
- 健康づくり市民のつどい事業
- 小松島市食生活改善推進員による地域活動
- 生活習慣病発症予防や重症化予防における保健指導に関する市内医療機関との連携
- 特定保健指導事業
- 介護予防事業

② 健康教室や体操教室、地域スポーツ等の充実

- ・ 健康や体操、運動教室等の継続により健康意識の向上を図るとともに、参加者の拡大につながるよう、情報提供に努めます。
- ・ スポーツ関係諸団体と連携し、市民生活に密着したスポーツの普及と振興を図ります。
- ・ 「スポーツタウンこまつしま」のコンテンツの充実を図り、新たな交流の場として提供し、多様なニーズの対応に努めます。
- ・ 総合型地域スポーツクラブみなと小松島スポーツクラブと今後も連携し、市民スポーツの普及促進に努めます。
- ・ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少につながる効果的な教室等の開催に努めます。
- ・ 野菜摂取や減塩に配慮した料理教室等の啓発活動により、食生活を改善し生活習慣病を予防するための活動を推進します。

主な事業・取組

- スポーツ行事開催事業
- 食生活改善事業
- 国保保健指導事業

③ 健康ボランティアの育成

- ・個人の食生活や健康状態、ライフステージ等を考慮して、多様な活動ができるヘルスマイトの育成に取り組みます。
- ・母子保健推進員が保護者や子どもへ適切な対応ができるよう、必要な知識や技術を深める研修会等の開催や活動の支援に取り組みます。
- ・地域の健康課題を地域全体で解決していくために、健康づくりボランティアによる市民活動を支援するとともに、市民、地域団体、保健医療関係団体などによる健康づくりのネットワーク化を推進します。

主な事業・取組

●栄養指導・相談事業

●子育て支援事業

④ 誰ひとり取り残さない相談体制の充実

- ・身近な場で地域住民の食や生活習慣等、地域の特色も含めながら健康相談を実施するとともに、関係機関とも連携し相談の場の周知に取り組みます。
- ・高血圧や糖尿病などの健康相談や生活習慣に応じた個別健康教育、集団健康教育の充実を図り、市民一人ひとりに適切なアドバイスができる体制づくりを進めます。
- ・周りの人の異変に気づくこと、また、気づいた場合に適切に行動できるよう、様々な分野の関係者に受講の機会を設けゲートキーパーの養成に努めます。
- ・市民一人ひとりが心の健康づくりや自殺予防に対する知識や理解を深めることに取り組みます。また、ゲートキーパーなどの人材育成に努めるとともに、悩みや困難を抱えた人が孤立しないための相談・支援体制の整備を図ります。

主な事業・取組

●健康増進事業

●自殺対策事業

主要施策3 感染症予防・対策の強化

① 新たな感染症に対する予防対策の推進

- ・新たな感染症等の予防対策である新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条に基づき、住民に対して実施する予防接種の体制構築に努めます。
- ・感染症に対して、市民の安全確保や感染予防を図るために平常時から情報収集と迅速な情報提供の体制づくりに努めます。感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、引き続き広報誌、ホームページで正しい知識の普及を図ります。

主な事業・取組

● 定期予防接種等事業

○ 新型コロナワクチン接種体制確保事業

基本目標 4 活気あふれるまちづくり

基本施策 1 農林業の振興

- 主要施策1 持続可能な農業の推進
- 主要施策2 生産基盤の整備及び保全
- 主要施策3 多様な担い手の育成・確保
- 主要施策4 農山漁村の活性化

基本施策 2 水産業の振興

- 主要施策1 水産資源の安定確保と漁業基盤の整備
- 主要施策2 水産物のブランド化と消費拡大
- 主要施策3 次代を担う人材育成・支援

基本施策 3 商工業の振興

- 主要施策1 事業者への経営支援の拡充
- 主要施策2 港を中心とした賑わいづくり
- 主要施策3 企業誘致の推進
- 主要施策4 雇用創出や新規創業に向けた環境整備

基本施策 4 観光の振興

- 主要施策1 観光資源の有効活用と魅力向上
- 主要施策2 観光客の受け入れ体制の整備
- 主要施策3 にぎわいの創出
- 主要施策4 観光情報の効果的な情報発信

基本施策 5 移住・定住の促進

- 主要施策1 情報発信と移住のきっかけづくり
- 主要施策2 地域における受け入れ体制の整備
- 主要施策3 住み続けられる環境づくり



基本施策 | 農林業の振興

現状と課題

- 化学肥料や農薬の使用を低減し、生物多様性保全等に効果の高い営農活動へ取り組む活動組織に対して支援を実施するとともに、有機農業の普及に向けて専門家講師による有機栽培技術の講義や有機 JAS 取得支援等も行っていますが、有機農業に新たに取り組む農業者数は伸び悩んでおり、推進に向けた仕組みづくりが今後の課題となっています。
- 小松島市生物多様性農業推進協議会等と一層の連携を行い、農業者が習得した有機等に関する技術や知識を小松島市で普及・発展してもらうため、次世代に向けた土台づくりと、生物多様性や生態系サービスに対する市民の関心を高め、広く一般的なものとして受け入れられる体制を整える必要があります。
- 特産品の PR や販促活動を行うとともに、6次化インターンシップ研修等での加工・販売の実践的な経験を通じて、経営感覚を持って6次化に取り組む人材の育成に繋がりました。今後は、消費者の食に関する意識や購買行動の変化に対応した新たな販売経路の開拓と、6次化支援については、試作品に留まることなく、商品化まで行うためのフォローアップ体制の構築が必要となっています。
- 地元での農産物等に関するイベントの開催や、無農薬・減農薬で生産された認証米(いのち育むたんぼ米)及び無農薬で栽培した小松菜等の学校給食への食材提供等を通して、地産地消の推進に取り組みました。今後は、関係部局等と連携のもと「小松島市食育推進計画」に基づき、地域内流通の活性化を図るとともに、本市農林畜産物の魅力を効果的に地域外へ発信し、小松島市と都市部の共生・対流を生み出していくことが重要です。
- 那賀川地区国営総合農地防災事業において、農業水利施設の改修が予定どおり進められていますが、今後とも農業用水の水質改善や災害の未然防止に努めます。
- 担い手不足の解消や生産性向上のために、農機等を安全かつ効率的に使用するための農地の大区画化を行うなど、スマート農業を見据えたほ場整備を進めていく必要があります。
- 遊休農地の所有者に対する利用意向調査の結果を基に、農地中間管理機構等と連携し、農地の利用関係の調整を行っていますが、遊休農地の発生要因や荒廃状況は、個々の農地で異なるため、各地区の実情に応じた農地の有効活用や担い手の確保に向けた活動を行う必要があります。
- 農地の集積や集約化は着実に進んでいますが、農地中間管理事業の制度への理解を促進し、農地の賃貸借にかかる不安感の解消に努める等、個別の案件毎にきめ細やかな対応を行い、更なる集約化につなげることが重要です。
- 地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図である「実質化された人・農地プラン」が各地域において確実に実施されるよう、地域の特性を活かした支援を行い、農業や農地、自然景観等を将来へしっかりと引き継いでいくことが求められています。

施策の方向性

多様な担い手の確保に努めるとともに、農地の保全、集積・集約を図り、地域資源を活用した農産物のブランド化及び地産地消を推進し、農業のさらなる振興を目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
有機 JAS 認証取得農業者数	2 人	累計 12 人
6次産業化商品販売に向けた支援件数	24 件	累計 48 件
多面的機能支払交付金事業活動面積	1,021ha	1,040ha
遊休農地(荒廃農地)の面積	281,000 m ²	278,000 m ²
認定農業者数	91 経営体	105 経営体
農地集積率(令和2年度までに集積した面積÷管内の農地面積×100)%	19%	24%
新規就農者数(認定新規就農者数)	2 人	累計 10 人

主要施策Ⅰ 持続可能な農業の推進

① 安全・安心な農産物生産のための支援

- ・国の「みどりの食料システム戦略」に掲げられた環境保全に対する目標達成に向けて、有機農業の推進に努めます。
- ・環境に配慮した農産物への理解を市民にも浸透させるとともに、農業者に対しては環境負荷の小さい農業に転換するための支援体制の構築を図ります。
- ・生物多様性農業については、現在取り組みを行っていない農業者への周知徹底を行い、農産物の高付加価値化の推進及び農業者の所得向上に努めます。
- ・生物多様性農業推進協議会等と連携したオーガニック・エコフェスタについては、これまでの取り組みをより一層推進し、エシカル消費やSDGsと連動させオーガニック・エコ農産物や生物多様性農業の市場への浸透を図り普及拡大に努めます。

主な事業・取組

● 生物多様性農業推進事業

● 環境保全型農業直接支払事業

② ブランド化と6次産業化の推進

- ・国内において有数の生産高を誇る菌床シイタケをはじめ、露地野菜、施設野菜など、特色ある地域農林畜産物の育成・ブランド化に努めるとともに、JAの直売所である「みはらしの丘あいさい広場」と連携し、地域産品の更なる販売強化につなげていきます。
- ・JAを中心とした関係団体と連携し、本市の特産品において特に知名度の低い関東地方での認知度向上を目指し、ブランド力の強化や農業者の経営安定に向けた情報発信・販促活動に取り組みます。
- ・食の安全性の向上や品質管理の徹底に対する社会的な要請に対応した本市特産品の差別化を行い、ブランディングの強化に努めます。
- ・水田農業の経営安定に向けては、主食用米から高収益作物への転換を促進することでオクラやブロッコリーをはじめとする産地戦略作物の作付拡大に取り組み、付加価値向上を目指して需要に応じた生産・販売が図られるよう努めます。
- ・地域資源における魅力の再発見や新たな価値の創造に向けて、6次産業化施設の整備を検討している事業者等に対する支援体制を強化し持続可能な循環資源の活用を図ります。

主な事業・取組

● 6次産業化支援事業

● 経営所得安定対策事業

③ 地産地消の推進

- ・学校給食への更なる有機農産物の導入を検討し、教育委員会との協議を進め、学校における食育の推進や地域農業への理解促進を図ります。
- ・高齢農家や小規模農家を活かした生産流通体制づくりへの支援を行い、地域の伝統的な食文化の維持に努めます。

主な事業・取組

● 生物多様性農業推進事業

● 6次産業化支援事業

🌱 主要施策2 生産基盤の整備及び保全

① 生産性向上や経営安定化に資する生産基盤の整備と保全

- ・那賀川地区国営総合農地防災事業について、事業完了後の施設の管理体制を構築するとともに、土地改良区への側面的援助の方向性を検討します。
- ・ほ場整備に関しては、県や土地改良区と連携し、和田島地区や坂野（黒地）地区の整備を推進し、生産性の向上に努めます。また、田野地区においても基盤整備に合わせて収益性の高い作物の導入・定着に向けた準備に取り組みます。
- ・多面的機能支払交付金事業では、活動組織による事業の継続に向けて若手の参加を促し、農業者だけでなく地域住民が多面的機能の維持にかかる効果を楽しむよう、より一層の推進を図ります。
- ・安定した農業生産性の確保、農地災害等の防止等、生産者が安心して農業を継続できる環境を整えるため、農道や用排水路、取水・排水施設等の農業関連施設の整備促進・維持管理に努めます。

主な事業・取組

● 那賀川農地防災事業

● 土地改良施設整備事業

● 多面的機能支払交付金事業

● 排水機場等管理運営事業

● 農地費負担金事業

● 農業水路等長寿命化・防災減災事業

● 農業施設補修事業

② 優良農地の保全

- ・優良農地の確保及び遊休農地の発生防止・解消に向けては、利用意向調査の結果を基に農業委員及び農地利用最適化推進委員や農地中間管理機構と連携し、担い手への農地の利用集積を推し進め、計画的な農業生産基盤整備の推進や法人等の農業参入を図ります。

主な事業・取組

● 多面的機能支払交付金事業

● 農地中間管理事業

● 鳥獣被害防止事業

● 人・農地問題解決推進事業

● 中山間地域等支援事業

○ 利用意向調査（農業委員会）

③ 主要施策3 多様な担い手の育成・確保

① 多様な担い手の育成と担い手への農地利用集積の推進

- ・農地の集積に関して、農地の貸し借りにかかるマッチング希望者を洗い出し、細分化されている農用地を広く使いやすい形にまとめるなど、利用の効率化を図ります。
- ・認定農業者などの担い手の育成・確保について、各地域での中心経営体によるサポート体制を構築し、就農後の定着や経営発展に向けた技術・経営指導、農地の確保に関する支援を拡充させる取り組みを推進します。
- ・女性農業者が能力を発揮して活躍できるよう、また魅力ある職業として農業が選択されるよう、国の制度を活用しながら、各種支援に取り組みます。
- ・ICT やロボット、AI などを活用した次世代型の農業であるスマート農業技術の導入を推進し、生産性向上に向けた支援や就農者の経営安定につながる取り組みを推進します。

主な事業・取組

- 認定農業者等支援事業
- 人・農地問題解決推進事業
- 農地中間管理事業

② 新規就農者の確保に向けた支援

- ・国や県をはじめとする関係機関が行う新規就農支援策について就農希望者に効果的に伝えていくとともに、本市の特性や強みを活かした農業経営を行っていくためのサポート体制の構築を図ります。
- ・農家の高齢化や後継者不足等が問題となっているため、若者等新規就農希望者へ農地等の情報提供や技術的支援を実施するなど新規参入しやすい環境づくりに努めます。

主な事業・取組

- 人・農地問題解決推進事業
- 就農定住支援事業

主要施策4 農山漁村の活性化

① 鳥獣被害対策の拡充

- ・ 侵入防止柵の整備について、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し要望に応じて実施します。
- ・ 猟友会と鳥獣被害情報の共有を密に行い、効果的に捕獲対策を実施します。
- ・ 猟友会会員の高齢化等も進んでいることから新たな担い手の獲得や、捕獲体制強化のための仕組みづくりに取り組めます。

主な事業・取組

- | | |
|-------------------|----------------|
| ● 鳥獣被害防止事業 | ● 多面的機能支払交付金事業 |
| ○ 鳥獣被害防止総合対策整備交付金 | |

② 里山の保全と再生

- ・ 自然環境の保全、防災対策、良好な景観保持等のためにも、里山保全に向けて、それぞれの事業での取り組みを互いに関連付け地域資源を活用した持続可能な仕組みづくりの構築を図ります。

主な事業・取組

- | | |
|---------------|--------------------|
| ● 中山間地域等支援事業 | ● 環境保全型農業直接支払事業 |
| ● 生物多様性農業推進事業 | ○ 森林山村多面的機能発揮対策交付金 |



基本施策 2 水産業の振興

現状と課題

- 県漁連や漁協と連携し、クルマエビやアジアカエビ等の種苗放流を実施し漁獲量の確保や資源の維持・回復に努めました。
- 漁場の生産力の維持及び水産資源の確保のため、海洋ごみの回収を継続的に実施していますが、海面環境の改善に向けては、環境の変化に対する漁場の生産力の回復に努め、長期的視野に立って継続的に取り組んでいく必要があります。
- 平成 31 年 1 月に地域資源であるハモを利用した「ハモの加工品」をふるさと名物として宣言しました。
- 小松島で獲れる海産物（ハモやちりめん等）のブランド化と販売促進を目指し、漁協等とともに「小松島はも・ちりめん普及促進協議会」を平成 30 年 10 月に設立し、これまで県補助金等も活用しながら都内鮮魚店や飲食店との連携事業や市内の宿泊施設において特産品の PR キャンペーン等を実施してきましたが、今後は主要な水産物を再度見直し、新しいスタイルを提案するなど PR に努めつつ、産地側と消費の現場側に横たわっている商品価値意識の隔たりを埋めていく必要があります。
- ハモについては、水槽車を利用して関西圏までは生きた状態で届けることができ、また骨切り技術や冷凍技術の進歩と相まって、新鮮な状態のまま首都圏へも発送できるようになりました。ちりめんについては、冷蔵発送により日持ちの短さを軽減しています。今後、首都圏に向けた販路拡大については、競合産地の分析を行うことで差別化を図りつつ、新たな輸送手段や輸送に伴う費用の軽減に向けたネットワークづくりが必要です。
- 「浜の活力再生広域プラン」に基づき、とくしま漁業アカデミーと連携を行うことで、各漁協においてアカデミー出身者の積極的な受け入れ体制を構築することに繋がりました。
- 漁価の低迷等の影響で、漁業の就業者数については減少傾向にあるため産業として自立するためにも、意欲のある担い手の育成・確保に取り組むことが課題となっています。

施策の方向性

漁場環境の保全や「つくり育てる漁業」の促進を図るとともに、ハモやちりめんなど地域水産物の販路拡大や高付加価値化などにより、恵まれた水産資源を生かした漁業の振興を目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
「小松島産はも」取扱認定店の数	12 店舗	累計 25 店舗

主要施策1 水産資源の安定確保と漁業基盤の整備

① 資源管理型漁業の推進と生産基盤の強化

- ・種苗放流について、県漁連や漁協と連携し、放流した稚魚等が外的要因に影響されることなく成長できるような放流場所の検討・改善を行い、水産物の安定供給の確保につなげます。
- ・海洋ごみの回収については、国・県補助金を活用しつつ、より効果の高い手法等を検討し、海洋ごみの削減に努めます。
- ・漁業生産物の鮮度保持や作業の効率化等、生産・出荷体制の強化や近代化に向けた設備支援等について国や県と連携し取り組みます。

主な事業・取組

- 海面環境保全推進事業
- 金融対策事業
- 水産振興費負担金・補助金交付事業
- 水産多面的発揮対策交付金事業
- 水産関係種苗放流事業補助金

主要施策2 水産物のブランド化と消費拡大

① 水産物ブランド化の推進

- ・「小松島産はも」の取扱店舗等を認証する制度を作っており、今後も認定件数の増加を目指すとともに、地域の名物を商標登録するための出願も検討します。また、ちりめんについても「和田島ちりめん」としてのブランド化と認証制度を検討します。
- ・水産物の販路拡大、高付加価値化に向け、商工業や関係団体との連携を強化するとともに、6次産業化等への取り組みも推進し、ふるさと納税返礼品としてPRに努めます。
- ・発送について引き続き鮮度管理を徹底するとともに、販路拡大に向けては輸送コストを下げる取り組みが必要であるため、首都圏や関西圏の卸売・小売事業者や、運送業者との連携を検討します。

主な事業・取組

- 観光・イベント振興事業
- 小松島はも・ちりめん普及促進協議会の活動支援

主要施策3 次代を担う人材育成・支援

① 多様な担い手の育成

- ・令和3年度に更新を行った「浜の活力再生広域プラン」に基づき、関係機関と連携し、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成に取り組みます。

主な事業・取組

- 漁業後継者育成対策事業補助金



基本施策 3 商工業の振興

現状と課題

- 小規模事業者が大多数を占める本市の現状を踏まえ、「小松島市中小企業・小規模企業振興基本条例」を新たに制定し、中小企業等の振興に関する市の基本理念を定めました。その後、基本条例の理念に基づき、各種補助金、支援制度の創設やセミナーの開催を実施しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、企業向け給付金の支給や相談窓口の設置等を行うことにより、中小企業等の振興に努めました。今後はアフターコロナを見据え、地元企業のニーズを把握し、持続可能な企業活動の支援を行っていくことが課題となっています。
- 本市では小規模事業者が多数を占めており、合わせて経営者の高齢化や後継者不足等が課題となっていることを踏まえ、事業継承や新たな創業支援の在り方について検討する必要があります。
- 小松島みなと交流センターkocolo やステーションパークを中心として、定期的にイベントを開催するなど街なかや港周辺の賑わいづくりに努めました。また、中心市街地等の空き店舗対策やビジネスホテルの誘致も実施し、中心市街地の活性化に努めました。今後は本港地区と中心市街地が一体となった、新たな賑わいづくりが課題となっています。
- 本市の工業地域等は臨海部を中心として広がっており、土地の確保や防災上の観点から大規模な工場等の誘致には課題があります。そのため、空きテナント対策として、また、求職者の需要が多い事務的な職場の雇用拡大を目指し、都市部からのサテライトオフィス誘致等を進めました。県や民間企業とも連携した企業誘致活動を行い全業種で合計7社の誘致に繋がりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いテレワークの普及など新たな働き方が定着し、企業の地方進出に関する意欲が変化しています。
- 関係機関との連携や、小松島市企業立地促進条例をはじめとする、きめ細やかな企業振興施策、相談サポート等を講じることで、中小企業の活力向上を図るとともに、企業ガイドブックの作成・配布やハローワークと連携しての合同就職面接会等を開催し、企業の人材獲得に努めてきました。今後は、雇用機会の拡大に向け、状況に応じたより効果的な取り組みが求められています。
- 市内の有効求人倍率は1倍を超えた数字で推移していますが、求職者の希望が多い職種での求人が依然として低く推移している状況です。また、UIJ ターンを希望する求職者と地元企業との接点が少ないのが課題となっています。

施策の方向性

小松島市中小企業・小規模企業振興基本条例の基本理念に基づき、関係機関との連携を深め、きめ細やかな支援体制を構築します。事業者の成長を促進し、商工業の活性化を図ることにより、新たな産業振興や地元雇用の場の確保に繋げ、持続的な経済の活性化や市民生活の安定を目指します。また、中心市街地等の活性化については、本港地区と一体となった新たな活性化を推進し、賑わいの創出を図ります。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
新規奨励指定企業数	1社	累計5社
合同就職面接会参加者数	55人	60人

※新規奨励指定企業

小松島市企業立地促進条例に基づき、小松島市内で新たに事業所や工場を新設、又は増設しようとする企業に対して必要な奨励措置をいたします。条例に基づき奨励措置の指定を受けると、投下固定資産に対する固定資産税が一定の期間免除されます。

主要施策Ⅰ 事業者への経営支援の拡充

① 中小企業等の振興

- ・小松島市中小企業・小規模企業振興基本条例の基本理念に基づき、小松島商工会議所等と連携して市内事業者の実態把握を進めるとともに、その意見の反映に努めます。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等を支援するため、各種セミナーの開催や経営相談窓口の設置、企業訪問等を実施しており支援の継続に努めます。
- ・中小企業等への経営支援策として、販路拡大や資金調達、税制優遇、人材の確保などにおいて各種補助金や制度を創設しており、今後も支援メニューの充実に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| ●商工業振興事業 | ○中小企業・小規模企業振興会議の運営 |
| ○小松島市企業立地促進条例に基づく設備投資支援等 | ○販路拡大支援補助金 |
| ○小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 | |

主要施策2 港を中心とした賑わいづくり

① 中心市街地につながる本港地区等周辺の活性化

- ・徳島小松島港本港地区周辺については、本市中心市街地エリアへと繋がっており、地元経済への効果も踏まえ、本港地区を中心に市街地エリアの賑わい創出に向け、国・県と連携を深め取り組みを推進します。
- ・アフターコロナを見据えて、みなと交流センターkocolo を中心に各種イベント等を開催し、賑わいの創出に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|------------------|---------------|
| ●みなと交流センター管理運営事業 | ○本港地区等周辺活性化事業 |
| ○みなとマルシェ | |

② 赤石岸壁の利用促進

- ・赤石岸壁は、水深13m、15万トン級の大型客船まで入港することができる県内唯一の岸壁であり、大型客船の入港は地域経済の活性化が期待できることから、継続して大型客船の誘致に努めます。
- ・県と連携し、コンテナターミナルの利用促進に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ●観光・イベント振興事業 | ○小松島市企業立地促進条例に基づく設備投資支援等 |
|--------------|--------------------------|

主要施策3 企業誘致の推進

① 企業誘致活動の推進

- ・若年層が希望する職種の求人が少ないことを踏まえ、平成 29 年に小松島市企業立地促進条例を改正し、企業誘致に係る支援制度を拡充しており、これらの制度を効果的に活用し企業誘致活動を推進します。

主な事業・取組

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ●雇用創出事業 | ○小松島市企業立地促進条例に基づく設備投資支援等 |
| ○新規雇用創出奨励金 | ○UIJ ターン人材確保支援補助金 |
| ○情報通信関連事業立地促進補助金 | |

④ 主要施策4 雇用創出や新規創業に向けた環境整備

① 雇用機会の拡大

- ・徳島労働局との雇用対策協定に基づき、合同就職面接会や事業所バスツアー等を開催しており、今後は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し開催方法等を工夫しながら就業機会の確保に努めます。
- ・企業誘致を推進し新たな雇用の創出に努めます。
- ・市内企業のガイドブックを作成し大学や県内の高校等に配布しており市内企業のPRに努めるとともに、地元企業と連携してセミナー等を開催し、学生の就職に向けてのスキルアップを図ります。

主な事業・取組

- | | |
|-------------|----------|
| ●雇用創出事業 | ○合同就職面接会 |
| ○就職ガイドブック作成 | ○事業所見学会 |

② 創業支援の充実

- ・市に創業支援の「ワンストップ窓口」を設置し、小松島商工会議所や金融機関等と連携して支援制度の案内や活用を促すとともに、徳島県信用保証協会と連携して保証料の補助を実施しています。今後も「ワンストップ窓口」の周知に努めるとともに、新たな創業支援策や事業継承についての取り組みも検討します。

主な事業・取組

- | | |
|-----------|-----------------|
| ○ワンストップ窓口 | ○創業関連融資保証料補給金制度 |
|-----------|-----------------|

③ 多様な働き方への支援

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、新たな働き方としてテレワークが注目されてきたことを踏まえ、小松島働き方支援センターを設置し各種セミナーなどを開催することにより、情報通信機器を使って自宅などで成果物や役務の提供が行える自営型テレワークの普及促進に努めます。また、企業のBCP対策や働き方改革の推進に向け、企業における雇成型テレワークの導入支援に努めます。

主な事業・取組

- | | |
|---------|-----------------|
| ●雇用創出事業 | ○小松島働き方支援センター運営 |
|---------|-----------------|

④ 高齢者の雇用創出

- ・シルバー人材センターの活動に対して、引き続き支援を行います。

主な事業・取組

- | |
|-----------------|
| ●シルバー人材センター運営事業 |
|-----------------|



基本施策 4 観光の振興

現状と課題

- 平成 31 年に観光推進における基本方針となる「小松島市観光ビジョン」を作成し、その方針に基づき、推進団体となる小松島観光物産協議会を設置したうえで、新たな体験プログラムの作成や特産品の開発を進めるとともに、積極的な情報発信を行っています。また、徳島県東部地域の行政や関係機関の連携による、一般社団法人イースト徳島観光推進機構が設立されたことにより、広域で連携し観光振興の推進を図っていますが、今後はアフターコロナに向けたプロモーションが課題となっています。
- 令和元年に 11 の体験型観光プログラムを造成するとともに、体験型観光のモニターツアーを実施しプログラムの研鑽を行いました。その後、令和 2 年度には、体験型観光をまとめたパンフレットを制作し、県内の観光施設や宿泊施設等へ配置しました。
- 体験型観光プログラムについては、現在、各事業所が運営を行っている状況ですが、現状では包括的なツアープランとして造成するまでには至っていません。今後は、「食」と「体験型」などを組み合わせたツアー商品として、市内を周遊できるよう接続したプランとして育成を図る必要があります。
- 平成 30 年度より 3 年間、専門家による商品開発講座を実施し、地元産品を活用し、小松島の新たなお土産商品となる特産品を 36 品開発しました。これらの商品は、JA 東とくしまが運営する産直市「みはらしの丘あいさい広場」内に新設した土産品コーナーで販売を開始しました。
- 今後は、市内の体験型観光商品や「みはらしの丘あいさい広場」を観光客が効率よく周遊できるプランづくりを実施し、旅行会社等へも魅力的な観光商品として提示していくことが課題となっています。
- 小松島港まつりをはじめ家族連れで楽しめるイベントの開催や、市内各地で行われている夏祭りへの補助などを行い、にぎわいの創出に努めた一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、令和 2 年度からの市内のイベントはほぼ中止となっている状況です。アフターコロナを見据え新たなスタイルでのイベント開催も視野に入れた取り組みの充実が求められています。
- 良港を備えた小松島市には、毎年、国内発着の大型客船が寄港するとともに、平成 28 年と平成 30 年には台湾発着のクルーズ船も寄港しました。大型客船寄港時には岸壁より市内周遊バスを運行し、多くの乗船客が市内で滞在していましたが、令和 2 年度及び令和 3 年度の寄港はすべて中止となったこともあり、アフターコロナにおけるクルーズ客船の運航状況を見据え、今後の方針を慎重に検討する必要があります。
- 観光 PR については、小松島観光情報サイト「小松島ナビ」、小松島市観光 PR マスコットキャラクターの「こまポン」の Facebook、小松島の「はも」を PR する「こまつしまはもサイト」等を立ち上げ、それぞれの媒体で観光や食に関する情報などの発信を行っています。今後とも、観光ニーズに応じた情報をタイミングよく発信していく等、更なる充実を図る必要があるほか、他の SNS を活用した情報発信も行っていく必要があります。

施策の方向性

自然や歴史、文化、産業などの豊かな地域資源を最大限に生かした観光施策を展開するとともに、地域が丸となって質の高い観光地を目指します。具体的には、イースト徳島観光推進機構や近隣自治体とも緊密に連携し、魅力的な旅行商品の開発や観光情報の効果的な発信に努めるとともに、アフターコロナを見据え、観光客のニーズを的確に把握したうえで、「体験型観光」をはじめ、「ハモ」「ちりめん」などの地域の「食」を組み合わせた滞在型観光の充実を目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
観光案内所年間利用者数	3,289人	3,600人
年間観光客入込数	777,000人	805,000人

主要施策Ⅰ 観光資源の有効活用と魅力向上

① 地域資源を活用した観光振興の推進

- ・小松島市観光ビジョンに基づき、有機農業に関する本市の取り組みや地元の海産資源である「鱧」や「和田島ちりめん」、日本有数の産地となっている「やまもも」や「菌床シイタケ」、ソウルフードの「竹ちくわ」「フィツシュカツ」等、地域の「食」に関する特産品のブランド化を推進するとともに、収穫体験等の体験型商品で産地をPRする等、小松島ならではの「食」「食材」を活用した観光商品づくりに取り組みます。
- ・金長たぬき伝説、義経伝説にまつわる観光名所等については、誰もが観光できる場所となっており、これらの伝説を活用した、小松島市の歴史・文化に触れる新たな観光商品づくりに取り組みます。
- ・関西方面への発着場として賑わった、港まち小松島の風情を見直し、新たな観光スポットとして検証し、徳島小松島港本港地区の活性化に取り組みます。

主な事業・取組

- 観光・イベント振興事業
- 観光プロモーション推進事業

- 観光物産協議会運営

② 体験型観光の充実

- ・観光客の市内での滞在時間延長を目指し、体験型観光プランのさらなる開発や育成を行うとともに、複数の体験型プランや周辺の観光地を巡ることが可能な小松島市のエリア特性を活かし、周遊ルートの整備や市内宿泊施設との連携も視野に入れた取り組みを推進します。

主な事業・取組

- 観光・イベント振興事業

② 主要施策2 観光客の受け入れ体制の整備

① 観光客受け入れ環境の整備

- ・小松島市観光ボランティアガイド協会の会員の増加に向けた取り組みや、会員向けの研修等を実施するとともに、小松島商工会議所やJA 東とくしま、小松島、和田島の漁業協同組合をはじめ、市内のホテルや飲食店等と連携し観光客の受け入れ体制の強化に努めます。
- ・小松島観光物産協議会や小松島市観光ボランティアガイド協会との連携を強化するとともに、市内での周遊ツアーの充実などに取り組みます。

主な事業・取組

- 観光・イベント振興事業
- 観光案内所運営支援
- 観光物産協議会運営

② 産直市「みはらしの丘あいさい広場」などと連携した受け入れ体制の充実

- ・小松島を通過する観光客や市周辺を周遊する観光客に向けて、お土産や飲食の拠点となる「みはらしの丘あいさい広場」の周知PRに努めるとともに、同所と市街地を「面」として捉え、観光客による消費が起りやすいよう環境を整えます。
- ・小松島市中心部への全国チェーンホテルの進出に伴う宿泊客数の増加をきっかけとして、市内飲食店などとの連携を強化することにより、観光振興と産業振興につながる取り組みの充実に努めます。
- ・イースト徳島観光推進機構とも連携を密にし、周遊プランとしての観光ツアーの中に組み込んでいただけるよう、旅行代理店等への周知PRに努めます。

主な事業・取組

- 観光・イベント振興事業
- 客船入港歓迎事業

③ インバウンドへの対応

- ・観光パンフレットや観光案内表示等について多言語対応を進めるとともに、訪日外国人観光客が知りたい情報（周辺飲食店情報や移動手段等）を確実に伝えられる多言語翻訳ツールの検討等を進めます。

主な事業・取組

- 客船入港歓迎事業

主要施策3 にぎわいの創出

① 観光イベントの充実

- ・県内最大級の花火大会である「小松島港まつり」をはじめ、「元根井花火大会」、「横須花火大会」など花火大会を中心としたイベントが数多くあります。今後はアフターコロナを意識した新たなスタイルによるイベントの開催について検討を行います。

主な事業・取組

- 観光・イベント振興事業

② 客船寄港の積極的活用

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により客船の運航が制限されている現状を踏まえつつ、客船の運航事業者のニーズ把握に努めるとともに、アフターコロナを見据え、寄港回数の増加に向け魅力ある寄港地を目指します。
- ・客船寄港時においては、船内や岸壁での観光案内や情報発信とともに市内各所に立ち寄るシャトルバスを運行し、市内への誘客を促進します。

主な事業・取組

- 客船入港歓迎事業

主要施策4 観光情報の効果的な情報発信

① 観光情報発信の充実

- ・現在、ホームページと Facebook を中心に情報発信を行っていますが、さらに多様な SNS などの媒体も活用して、より効果的な情報発信に努めます。
- ・イースト徳島観光推進機構や徳島県のアンテナショップ等の関係機関と連携しながら、観光関連企業への営業活動を展開するとともに、モニターツアーやアンテナショップ、県外の量販店等でのフェア等を積極的に実施することにより、現場でのニーズ把握に努めながら、効果的な情報発信を図ります。

主な事業・取組

- 観光・イベント振興事業



基本施策 5 移住・定住の促進

現状と課題

- 東京一極集中の拡大の影響を受け、本市でも若者をはじめとした都市部への人口流出が進んでいます。このままでは地域経済の停滞等に繋がることから、Uターン人材や都市部からの移住者を獲得することが課題となっています。
- ワンストップ相談窓口である移住交流支援センターを設置し、小松島市移住支援ポータルサイトの開設やPR動画の制作、SNSによる移住支援の情報発信等を実施していますが、今後は、移住定住のきっかけとして地方への新しい人の流れを生み出すため、本市へ訪れたことのある「交流人口」や本市と多様な関わりを持つ「関係人口」をつくることも必要です。
- 結婚については、個人の価値観やライフスタイルの変化、子育てや教育にかかる経済的負担が大きいことなど様々な事情があると考えられますが、出会いをサポートしていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響もあり移住相談件数は減少していることから、「新しい生活様式」を踏まえた移住交流支援センターの機能拡充を図る必要があります。
- 「空き家バンク」制度を創設し、市が仲介し市内の空き家所有者と移住希望者等とのマッチングを行っていますが、空き家バンクの登録件数が少なく、紹介できる物件数が少ないことが課題となっています。
- 「テレワーク」や「二拠点居住」、「ワーケーション」等の新しい働き方に合った移住者の受け入れ体制の整備も必要です。
- 移住交流支援センターを中心に、地域の住民や事業者と連携を図りながら移住希望者等の受け入れを行いましたが、移住後の定着につながらないケースもありました。このことから、移住者の定着に向けた各種サポートの充実も課題となっています。
- 市や移住交流支援センターだけでなく、地域の民間団体、地域住民が連携し、移住者の相談支援を行うことが必要です。また、UIJターンの移住希望者の起業、就業支援についても、国や県の制度を活用しながら拡充する必要があります。

施策の方向性

本市の魅力に魅かれ、多くの人々がまちに住むことができるよう、様々な情報発信に努め効果的な移住支援策を展開し、移住・定住者の確保を目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
移住ワンストップ窓口を利用して移住した世帯数	1世帯	3世帯
空き家バンクの登録件数	2件	累計15件

主要施策1 情報発信と移住のきっかけづくり

① 移住・定住情報発信の充実

- ・移住希望者等に対するワンストップ相談窓口を開設し、移住相談の充実に努めるとともに、ポータルサイトにおける情報の充実や移住定住イベント等へ参加することで、本市の魅力についての情報発信に努めます。
- ・民間が実施している出会いイベントやセミナーへの参加促進を図るなど、新たな出会いのきっかけづくりとして、出会いの場の提供を支援することで、人口減少や定住に繋がるように取り組みます。

主な事業・取組

●移住定住促進事業

○出会いイベントの開催

主要施策2 地域における受け入れ体制の整備

① 定住支援体制の整備

- ・多様化する移住希望者のニーズに対応するため、移住相談窓口としての移住交流支援センターの機能拡充に努めるとともに、「テレワーク」や「二拠点居住」等の新しい働き方に合った移住支援体制の整備に努めます。
- ・移住希望者とのマッチング機会を増やすため、「空き家バンク」の登録件数の増加を図ります。

主な事業・取組

●移住定住促進事業

主要施策3 住み続けられる環境づくり

① 相談支援体制の強化と起業・就業支援の拡充

- ・移住者の定着を図るため、とくしま移住コーディネーターや関係機関との連携を図り、移住者のニーズに沿った住まいや暮らし、仕事に関する情報提供をはじめとした支援の体制強化に努めるとともに、起業や就業支援についても拡充を図ります。

主な事業・取組

●移住定住促進事業

基本目標 5 安全・安心なまちづくり

基本施策 1 防災・減災対策の推進

主要施策 1 防災基盤の整備

主要施策 2 防災体制の整備

基本施策 2 消防・救急体制の充実

主要施策 1 消防体制の充実

主要施策 2 救急体制の充実

基本施策 3 交通安全対策の推進

主要施策 1 交通安全指導と啓発の推進

主要施策 2 交通安全対策の推進

基本施策 4 防犯対策・消費者保護の強化

主要施策 1 地域防犯体制の強化

主要施策 2 消費者保護の強化



基本施策 | 防災・減災対策の推進

現状と課題

- 南海トラフ地震が発生した場合、本市は地震と津波による災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されています。津波災害からの円滑な避難を確保するため、避難施設及びそこに至るまでの避難路の整備に努め、特定避難困難者（津波到達時間までに避難施設に避難することが困難とされる地域の居住者等）の解消を図る必要があります。
- 地震等の大規模災害が発生した場合に避難所となる公民館等の公共施設の耐震化や居住性の確保は重要です。既存施設の耐震化や改修を進め、避難後の生活の質や感染症対策にも対応できるよう、備蓄資機材の種類・備蓄数の見直しや、ミルクやオムツ、仮間仕切り、段ボールベットなどあらゆる避難者を想定し、時勢に対応できる備蓄資機材の整備を進める必要があります。
- 台風を中心とした風水害や土砂災害、高潮・高波対策など、多様化する災害に対応するためにも、各ハザードマップの見直しや、災害に応じた避難訓練の実施等を適時行っていく必要があります。
- 近年の集中豪雨や市街地の進展による保水力の低下等による市内の浸水被害への対応が課題となっており、排水施設の計画的な整備が求められています。また、排水機場施設については、経年による施設の老朽化が進んでいることから、計画的な修繕、改修を実施し、施設の長寿命化及び排水機能の確保に努める必要があります。
- 避難指示をはじめとする災害情報の伝達は自治体の重大な責務であり、市民の生命、身体及び財産の保護につながることから迅速かつ確実に伝達することが求められています。防災行政無線については、難聴地域解消ができていないため、設備機能を補完するシステム整備等を行う必要があります。
- 2つの地域において自主防災組織が新たに結成され自主防災組織結成比率73%（令和3年度※令和2年度末）となっています。引き続き、未結成地域における組織化や既存組織の活性化を推進し、災害に強いまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- 平成28年度より小学校区を単位としたイベント形式の防災訓練を実施することで、市民の防災に対する関心も高まりつつあります。これからも市民ニーズに応じた訓練内容を検討していく必要があります。
- 災害が複合的かつ同時多発的に発生した場合等は、災害初期の対応策を中心に、消防本部の効果的な活動のあり方や職員、団員の安全対策を含め、様々な災害に対応した消防計画を策定する必要があります。

施策の方向性

発災時に、市民の生命・身体・財産を守るため総合的な防災体制の構築を目指します。まずは、課題となっている特定避難困難者の解消に向け取り組みを進めるとともに、多様な災害に対応できるよう、自主防災組織等関係団体との連携を深め、ハード・ソフト両面から、安全で安心なまちづくりの実現に向け取り組みを進めます。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
特定避難困難者数	1,953人	336人
雨水排除面積	5.4ha	17ha
自主防災組織結成率(活動カバー率)	73%	100%

① 主要施策Ⅰ 防災基盤の整備

① 津波避難施設・避難路等の整備促進

- ・令和2年度に実施した津波避難計画の見直しに伴い、新たに抽出された特定避難困難者（津波到達時間までに避難施設に避難することが困難とされる地域の居住者等）の解消に向け、計画的な避難施設の整備に取り組めます。
- ・迅速かつ円滑に避難することができるよう、避難経路の整備や防災訓練等の様々なハード・ソフト施策を総合的に展開します。

主な事業・取組

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ●災害対策事業 | ●津波避難施設等整備事業 |
| ●道路橋梁整備交付金事業（防災・安全整備計画） | ●道路メンテナンス事業（橋梁） |
| ●道路橋梁新設改良交付金事業（総合整備計画） | ●自然災害防止事業 |
| ○災害協定締結に関する取組 | |

② 迅速な情報伝達手段等の整備

- ・市民への情報伝達を迅速かつ確実にを行うため、各情報伝達手段の特徴から複数の手段を組み合わせたシステムを構築し、防災行政無線の難聴地域解消に向け、戸別受信機の配備や防災メール配信システムの導入など防災情報伝達手段の多重化・多様化について検討を行います。

主な事業・取組

- | | |
|---------|-------------|
| ●災害対策事業 | ●防災行政無線管理事業 |
|---------|-------------|

③ 排水施設の整備

- ・小松島市公共下水道事業計画等に基づき、市街地の浸水被害解消に向け雨水基幹施設の整備効果を高めるための管渠等の整備促進を図ります。
- ・和田島地区、日の出内水地区に排水機場等の整備を進めます。
- ・市内の各排水機場は、老朽化が進んでおり計画的な維持補修・長寿命化に取り組めます。

主な事業・取組

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ●排水機場管理運営事業 | ●排水路維持管理事業 |
| ●準用河川維持管理事業 | ●小松島飛行場周辺洪水対策事業（日の出内水地区） |
| ●小松島飛行場周辺洪水対策事業（和田島地区） | ●金磯地区排水路整備事業 |
| ●高速道路対策事業 | ●側溝清掃事業 |

④ 避難所となる公共施設の整備及び防災備蓄品の配備

- ・各種災害時に避難所となる公民館等の公共施設については、施設の耐震化とともに、既存施設の改修や修繕による長寿命化等を進めます。
- ・避難後の生活の質や感染症対策にも対応できるよう、備蓄資機材の種類・備蓄数を見直し、ミルクやオムツ、仮間仕切り、段ボールベットなどあらゆる避難者を想定し、時勢に対応できる備蓄資機材の整備を進めます。
- ・避難所等において避難者が必要な防災情報等を素早く入手できる環境を確保するため、主要な避難所に公衆無線 LAN 環境の整備に努めます。

主な事業・取組

- 公民館整備事業
- 公民館修繕事業
- 災害対策事業（備蓄資機材整備）

⑤ 主要送配水管の耐震化

- ・配水池を含めた送配水管の経路や単線管路の複線化等の方針に関する水道施設の基本計画を策定するとともに、当該計画を踏まえた水道ビジョンや経営計画の見直しを行います。また、水道施設の効率的な運用やダウンサイジング化等を考慮する計画的な管路等の更新について検討します。

主な事業・取組

- 水道事業
- 重要給水施設配水管整備事業
- 水道管路緊急改善事業

⑥ 海岸保全施設・堤防等の適切な整備促進

- ・切迫する南海トラフによる地震や津波、近年の頻発・激甚化する高潮・高波の災害から市民の生命や財産を防護するため国・県との連携を強化し、港湾・河川海岸施設及び河川施設の強靱化による取り組みを推進します。

主な事業・取組

- 二級河川立江川・勝浦川・政所谷川の河川整備事業に関する取組
- 徳島小松島港海岸・河川海岸・河川施設の整備事業に関する取組

主要施策2 防災体制の整備

① 防災意識の向上及び自主防災会等への活動支援

- ・地域での防災訓練や講習会などの機会に、地域住民に対して自助・共助の重要性を訴えていくとともに、自主防災組織や自治会を主体とした防災啓発活動が効果的に実施できるよう、補助制度の見直しを行います。
- ・自主防災組織の結成率100%達成を目指して、対象地域住民への啓発や支援に取り組みます。
- ・防災意識の向上と啓発を目的として、防災士の養成支援を実施するとともに、市職員が自ら率先して迅速な行動が行えるよう、全市職員の防災士資格取得を進めます。

主な事業・取組

- | | |
|--------------|------------|
| ●災害対策事業 | ●地域防災力強化事業 |
| ●職員防災士資格取得事業 | |

② 地域防災力の向上

- ・地震、津波、風水害、土砂災害等想定される各種災害への対応に備え、地域住民への各ハザードマップの周知啓発に努めるとともに、危険個所や避難場所の情報提供を進めます。
- ・避難の広報及び誘導について最優先で取り組むとともに、消防職団員の安全を確保することも踏まえ、市民の人命を守るための具体的な消防団本部等の活動要領の策定を検討します。
- ・災害対策基本法の改正により、個別避難計画の策定が努力義務となっています。徳島大学や県等とも連携を強化し、個別避難計画の策定が必要な要支援者等の個別避難計画の策定を推進します。

主な事業・取組

- | | |
|------------------|--------------------------|
| ●災害対策事業 | ○大規模災害による消防本部行動マニュアル等の整備 |
| ○要介護者等の個別避難計画の策定 | ○災害時要配慮者への支援と福祉避難所の指定 |

③ 具体的な災害を想定した訓練の実施

- ・市が実施する総合防災訓練について、より地域の実情に応じた実践的な訓練内容を盛り込み、訓練の充実に努めます。
- ・市職員を対象とした災害対策本部運営訓練や避難所運営訓練などを計画的に実施し、組織としての災害対応能力の向上を図る取り組みを推進します。
- ・地域の自主防災組織等が実施する地域住民の避難訓練等の支援に取り組みます。

主な事業・取組

- 災害対策事業

④ 大規模災害時における消防本部相互援助の構築

- ・小松島市消防本部消防広域応援計画及び大規模災害対応マニュアルに基づき、平常時から広域連携を想定した訓練を実施し災害対応に備えます。
- ・災害による被害の低減を図り、安全な業務を遂行するためには行動の指針が必要であることから、行動マニュアル（計画）の策定を検討します。

主な事業・取組

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ●消防防災航空隊設置事業 | ○徳島県消防広域応援計画に基づく情報伝達訓練 |
| ○緊急消防援助隊合同訓練 | ○小松島市消防団非常招集訓練 |
| ○徳島県広域消防相互応援ブロック訓練 | ○徳島県内5消防本部による広域消防相互応援訓練 |
| ○徳島県消防防災ヘリコプター合同訓練 | |



基本施策 2 消防・救急体制の充実

現状と課題

- 火災予防は、市民、事業者による自主防火管理が最も重要となります。市民一人ひとりの防火意識の高揚を図るとともに、啓発活動の継続が必要です。
- 消防法施行令第3条に定める防火管理講習を毎年開催し防火管理体制を推進してきましたが、火災予防の普及・啓発、防火管理体制の強化には予防査察の更なる拡充が重要となっています。
- 住宅用火災警報器の設置に係る普及・啓発活動を実施していますが、依然として住宅用火災警報器の設置率は他の市町村と比較して低いため、設置率の向上に努める必要があります。
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験等を踏まえ、消防団員による地域防災体制の確立が喫緊の課題となっている一方で、少子高齢化の進展、被用者の増加等、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが難しくなっています。
- 救急業務は高度化の一途をたどっており、これに対応するためには救急救命士及び救急隊員有資格者への教育を充実させていく必要があります。

施策の方向性

防火意識の高揚を図るため、あらゆる機会を通じ火災予防に関する啓発活動を引き続き実施するとともに、予防査察の充実強化を推進していきます。また、住宅用火災警報器の設置率向上に向けた取り組みや、地域防災体制の中心となる消防団員の確保に向け周知広報に努めます。

地域における医療機関との連携に努め市民が安心して暮らせる救急医療体制を構築し、多様な災害にも即応可能で、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、消防と救急の研修や訓練を強化し質の向上に努めます。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
住宅用火災警報器普及率	68%	100%
消防団員数充足率	93%	100%
運用する救急救命士の再教育受講率	58%	100%
応急手当普及講習受講者数(普通救命講習を含む)	30人	200人

主要施策Ⅰ 消防体制の充実

① 防火体制の強化と火災予防の啓発

- ・火災予防の基本となる、市民一人ひとりの防火意識の高揚に向け各種イベント、SNS 等多様な広報媒体を活用し、火災予防の普及啓発に努めます。
- ・複合化が進んだ建築物や、高齢化に伴い要配慮者が利用する施設等が増加しています。これらの建築物では、火災が発生した場合の潜在的危険性が極めて高いため平時の防火安全対策が重要となります。火災予防の普及・啓発、防火管理体制の強化には、予防査察が重要であるため、今後とも、予防業務を拡充し予防査察体制の強化を進めます。
- ・既存住宅を対象とした住宅用火災警報器の普及に向け、啓発活動を推進します。

主な事業・取組

- | | |
|----------------------|------------|
| ●火災予防事業 | ●消防職員研修事業 |
| ○消防フェア | ○予防技術資格者養成 |
| ○住宅用火災警報器設置率向上に向けた啓発 | |

② 消防施設等の整備及び運用

- ・消防署に配備する消防自動車を中心とする消防施設や消防水利の維持管理体制を徹底し、更新期間の延長も含め、計画的な配備に努めます。
- ・消防用無線機器等の維持管理を適正に行うことで、通信指令業務等の迅速・円滑な通信を確保するとともに、安全確実な消防活動の遂行を図ります。

主な事業・取組

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ●消防施設整備事業 | ●消防車両等管理整備事業 |
| ●警防資機材整備事業 | ○消防救急デジタル無線眉山基地局の共同運用 |
| ○消防救急デジタル無線活動波保守点検業務 | |

③ 消防団の充実

- ・地域消防力を支える消防団の更なる資質向上、体制の強化に向け、各種訓練内容を充実し団員の育成強化に努めます。
- ・消防団員の確保に向け、入団条件の見直しや処遇改善も検討しつつ、消防団員に活躍の場を設けるなど「やりがい」を創出し、若い世代が自ら参加したいと思う「魅力ある組織」を目指します。また、様々な広報媒体を活用して消防団に加入するメリット等の周知に努めます。
- ・持続可能な消防団体制が確立できるよう団員や地域住民等と協議を行うとともに、分団詰め所の計画的な更新、耐震化を進めます。今後とも、体制の強化や効率化も勘案し、施設等の複合化や統合も視野に入れ、分団詰所の建設について検討を進めます。
- ・消防団に配備する消防自動車は、地域の実情や社会情勢の変化、新たな消防車両の開発状況等を踏まえて計画的な更新を行います。

主な事業・取組

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ●消防施設整備事業 | ●消防団車両等管理整備事業 |
| ●消防団活動支援事業 | ●消防団研修事業 |
| ●消防団活動補助事業 | ○消防大学校及び徳島県消防学校での教育訓練 |
| ○消防操法競技大会訓練 | ○消防団各種研修の実施 |

🌀主要施策2 救急体制の充実

① 救急救命士、救急隊員の養成

- ・救急救命士及び救急隊員有資格者への教育として各種教育訓練の受講に努めます。
- ・救急救命士等への研修指導及び救急隊員の生涯教育に関する企画運営等を担う指導救命士を養成し、消防本部内の教育体制の充実を図ります。

主な事業・取組

- | | |
|------------------|----------------|
| ●救急救命士養成事業 | ○消防学校教育訓練（救急科） |
| ○救急振興財団養成所への職員派遣 | ○救急救命士病院研修 |
| ○気管内挿管病院実習 | ○救急事後検証業務 |

② 救急救命装備品等の整備

- ・円滑な救急搬送を目的として救急隊と医療機関がそれぞれ患者情報と受入可能情報をリアルタイムに共有し、救急患者をいち早く最適な医療機関へ搬送することができる「救急搬送システム（仮称）」を導入します。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症に対応するため、感染対策資機材の整備を推進します。
- ・高規格救急自動車を計画的に更新するとともに、高度な救急業務に対応するため、救急装備品の整備充実及び維持管理に努めます。

主な事業・取組

●救急・救助資機材導入事業

●消防団車両等管理整備事業

●消防施設整備事業

○救急救助用資機材保守点検及び更新整備

③ 救急車の適正利用と救命率向上への取組

- ・救急車の適正利用のために、総務省消防庁が発表した「家庭自己診断プロトコール」の普及・啓発に努めます。
- ・救命率向上のため、「応急手当の普及啓発」を継続するとともに、ドクターカーを積極的に要請する等、医療との連携充実に努めます。

主な事業・取組

○救急安心センター事業

○応急手当普及啓発

④ 救急医療体制の充実

- ・救急医療については、1次救急は（休日・夜間）は小松島市医師会による在宅当番医制、2次救急は南部1医療圏における病院群輪番制、3次救急は徳島赤十字病院に併設されている高度救命救急センターにおいて対応する体制が確立されています。今後とも、各病院や徳島赤十字病院との情報の共有や連携の強化に努めます。

主な事業・取組

●救急医療対策事業

○在宅当番医委託事業

○徳島救急医療電話相談事業（#7119）



基本施策 3 交通安全対策の推進

現状と課題

- 第 11 次小松島市交通安全計画を策定する予定であり、これに基づき交通安全対策を実施していきます。
- 市内各所で小松島警察署と連携した、交通安全キャンペーンや年齢に応じた交通安全教室を定期的に行っていますが、今後とも高齢化の進行が予想されることから、これからも高齢者等を対象とした交通安全教室や啓発活動を実施していく必要があります。
- 小松島市通学路安全プログラムに沿った危険箇所点検及び対策協議を、道路管理者・警察・防犯関係機関等と共同で行い、通学路の交通面と防犯面の両面における安全確保を図っておりますが、老朽化した交通安全施設について、計画的な更新に取り組む必要があります。
- 通学路の点検では、学校を通して保護者のニーズを把握していますが、地域の意向等をより幅広く聞き取っていく方法や体制を確立する必要があります。

施策の方向性

市民一人ひとりが交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践し習慣化することで、「交通死亡事故ゼロ」の小松島を目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
交通事故数	148 件	120 件
交通安全教室開催件数	23 件	70 件
交通安全キャンペーン実施回数	25 回	40 回
小松島市通学路安全推進協議会で合同点検を実施した数	25 箇所	30 箇所

主要施策1 交通安全指導と啓発の推進

① 交通安全教育の実施と交通安全運動の推進

- ・「小松島市交通安全実施計画」に基づき、警察や各団体と連携し、年齢に応じた交通安全教育や交通安全キャンペーンの実施を通じて交通安全に対する意識の醸成を図ります。
- ・交通安全教室の開催や啓発キャンペーンを実施し、高齢者の交通事故防止に取り組みます。

主な事業・取組

- 交通安全対策事業

主要施策2 交通安全対策の推進

① 道路施設、交通安全対策施設の整備・修繕

- ・適正な施設点検による現況把握に努めるとともに、補修すべき構造物等の優先順位を決定し、効果的かつ効果的な事業の実施に努めます。
- ・夜間における安全で円滑な道路交通の確保や通学路等における安全・安心を図るため、市が管理する街路灯等についてLED化を進めます。

主な事業・取組

- 道路補修事業
- 交通安全施設修繕事業
- 交通安全施設整備事業

② 通学路の交通安全確保

- ・小松島市通学路安全推進協議会による通学路合同点検を継続して実施し、危険度の高い箇所から対策を実施します。
- ・交通指導員等と連携し、通学路の交通量の多い交差点等において、児童、生徒等が安全に通学することができるように取り組みます。

主な事業・取組

- 交通安全対策事業
- 交通安全施設整備事業
- 遠距離通学支援事業
- 学用品購入補助事業（中学校新入生ヘルメット購入支援）
- 小松島市通学路安全推進協議会による通学路合同点検



基本施策 4 防犯対策・消費者保護の強化

現状と課題

- 市内各地域における防犯活動については各地域の防犯活動団体が担っていますが、団体構成員の高齢化が進んでおり後継者を育成する必要があります。
- 青少年の健全育成を目標に市内34の関係機関及び団体で連携して取り組む「青少年育成小松島市民会議」を組織し、継続した取り組みによって補導件数は減少傾向ですが、青少年補導員の高齢化が進んでいるため、新たな補導員を確保に課題があります。
- 小学校等で不審者対策の講習会を開催していますが、不審者等に対する相談・情報提供が増加しており、巡回の回数を増やすなど対応していく必要があります。
- 消費者教育研修会として消費生活センター主催の講演会の実施や出前講座等の開催に加え、消費者被害防止キャンペーンの実施による啓発活動を行っていますが、インターネット利用の増加やスマートフォンの普及により若年層からの消費生活相談が増えており、啓発を強化していく必要があります。
- 平成22年度から消費者安全法に規定する消費生活センターを設置し、平成29年4月からは勝浦町・上勝町との広域連携体制を構築し消費生活相談業務を行っております。相談業務においては相談員を複数名配置し出前講座等の開催を実施していますが、近年、相談内容が複雑化しており、相談者が安心して相談できる体制を整備していく必要があります。

施策の方向性

「自分たちの地域は自分たちで守る」という市民一人ひとりの意識を高め、犯罪の防止につながる生活環境を整備し、市民と行政が一体となって安全で住みよい地域社会の実現を目指します。また、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、消費者対策を充実させ消費者意識の高いまちづくりを目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
市内各地域パトロール実施件数	40件	60件
防犯教室開催件数	25件	30件
街頭犯罪発生件数	30件	25件
消費者教育研修会参加人数	270人	300人
消費生活相談実施件数	276件	300件
相談員向けの研修参加回数	5回	10回

主要施策Ⅰ 地域防犯体制の強化

① 防犯組織体制の強化及び地域等との連携の推進

- ・小松島警察署との連携を強化し、実効性のある合同巡回補導に努めます。
- ・SNSに関連した犯罪や問題行動等に対応できる組織づくりを推進します。
- ・警察をはじめとした関係機関との連携強化を図り、学校に限らず地域の集会等での防犯教室の開催に向けた取り組みを推進します。
- ・防犯活動団体における新たな担い手や、青少年補導員の確保に向け活動内容の情報発信に努めます。

主な事業・取組

- 安全なまちづくり推進事業
- 小松島市防犯協会等への活動支援
- 集団下校の実施
- 警察やスクールガード、保護者と連携しての学校における防犯教室や避難訓練（不審者対応）
- 青少年健全育成センターによる補導活動や相談活動、広報活動、環境浄化活動

② 放置自転車対策の実施

- ・定期的な放置自転車の整理・撤去を行うとともに、警察をはじめとした関係機関と連携し南小松島駅前駐輪場等のマナーアップの啓発を進め、防犯意識の向上に努めます。

主な事業・取組

- 放置自転車対策事業

主要施策Ⅱ 消費者保護の強化

① 消費生活センターの相談体制の充実と消費者教育の推進

- ・消費者被害の未然防止及び被害に関する苦情や紛争に適切かつ迅速に対応できる相談体制の構築を目指します。消費生活センターの機能強化により、住民に最も身近な消費生活センターとして、親しまれるよう取り組みを推進します。
- ・消費生活センターの認知度を高め、消費者被害の未然防止・解決を図るために、相談員向けの研修を定期的に行うことで、相談者が安心して相談できる消費生活センターの相談体制の充実に努めます。
- ・講演会やキャンペーンを通じて、消費者被害防止の啓発を行うとともに、令和4年4月からの成人年齢引き下げに伴う若年層への啓発活動に努めます。

主な事業・取組

- 消費者行政推進事業

基本目標 6 快適な暮らしづくり

基本施策 1 小松島の魅力を活かした都市計画の推進

主要施策1 計画的な土地利用の推進

主要施策2 公共空間を活かした憩いの場の創出

基本施策 2 道路・交通網の整備

主要施策1 道路橋梁の整備促進

主要施策2 高速道路ネットワークの早期整備

主要施策3 地域公共交通網の整備促進

基本施策 3 住宅対策の推進

主要施策1 耐震化の推進

主要施策2 空き家対策の推進

主要施策3 計画的な公営住宅の整備

基本施策 4 上水道の整備と污水対策の推進

主要施策1 上水道の整備充実

主要施策2 污水対策の推進



基本施策 | 小松島の魅力を活かした都市計画の推進

現状と課題

- 本市においても人口減少が見込まれる中、健康で快適な生活が営める持続可能な都市経営が重要な課題となっています。将来の都市構造として掲げる集約・連携型都市構造の実現を図るため、立地適正化計画の策定を行い、居住及び都市機能の誘導を図るとともに、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、小松島市都市計画マスタープランに掲げる都市機能がコンパクトに集約された、集約・連携型都市構造の構築を目指します。
- 小松島ステーションパークをはじめ市内の公園や緑地は、市民の憩いの場として、また、ゲートボールや、フリーマーケット、地元の祭等のイベントでも活用され親しまれております。今後は、ファミリー層や高齢者等あらゆる年代の利用者ニーズを把握し、より安全・快適で利用しやすい施設づくりを進める必要があります。また、各施設は老朽化も進んでおり、定期点検や維持補修等を実施し、安心して利用いただけるよう管理運営していく必要があります。

施策の方向性

「小松島市都市計画マスタープラン」に基づき、本市の自然環境や産業・労働人口等、様々な要因を総合的に勘案し、小松島の魅力を活かした都市計画を推進します。今後も想定される人口減少・高齢化の進行を踏まえ、公共交通の活用をはかる中で、都市機能を集約し人口が減少しても災害に強く、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、利用者ニーズに応じた公園や緑地を整備し、子どもから高齢者まで幅広い年代に親しまれる、市民の憩いの場を創出するとともに、小松島市のシンボルである港や競輪場の周辺、ステーションパーク等の整備を推進し、活気と魅力あふれるまちづくりを推進します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
一筆地調査(現地調査)を完了した面積	4ha	56ha
イベント使用頻度の向上	300回	450回

主要施策Ⅰ 計画的な土地利用の推進

① 集約・連携型都市構造の構築

- ・立地適正化計画を策定し居住及び都市機能の誘導を図るとともに、道路ネットワークの整備、中心市街地エリアの活性化、憩いの場となる公園の整備等を推進し、公共交通に関する施策も講じることで、小松島市都市計画マスタープランに掲げる、災害に強く、都市機能がコンパクトに集約された集約・連携型都市構造の構築を目指します。

主な事業・取組

- こまつしままちづくり事業
- 都市計画マスタープランの更新
- 立地適正化計画策定

② 金磯地区まちづくり事業の推進

- ・小松島市まちづくり条例に基づき規定している「金磯地区まちづくり基本計画」を推進し、開発者等との協力のもと金磯地区における水路・道路・公園等の整備を推進します。

主な事業・取組

- 金磯地区まちづくり事業

③ 地籍調査の推進

- ・土地利用を進めるにあたっての基本情報の整備、及び災害時の復旧を円滑に進めるため、地籍調査の進捗率の向上に努めます。

主な事業・取組

- 地籍調査事業

主要施策2 公共空間を活かした憩いの場の創出

① 公園や広場の整備及び賑わいの創出

- ・公園、緑地等の適正配置や緑化の推進、緑地の保全などを総合的に定める「小松島市緑の基本計画」に基づき、配置、機能付与、維持管理等の実施に努めます。
- ・公園・緑地など公共空間の利用促進に関する広報活動に取り組み、イベントにおける使用頻度の向上に努めます。
- ・小松島ステーションパークについては、ゾーンごとの計画コンセプトに基づき、遊具等の公園施設の整備に努めます。
- ・にぎわい創出を目的に、図書館と小松島ステーションパークの周辺に公衆無線 LAN を整備しましたが、引き続き公共空間や観光施設等への Wi-Fi 環境の整備等について検討を進めます。

主な事業・取組

- こまつしままちづくり事業
- 日峯大神子広域公園（脇谷地区）整備事業
- 公園管理事業

② 都市公園による防災・交流拠点の整備

- ・自然環境の保全と共に、より一層親しまれる公園として充実を図ります。また、災害などの非常時に避難場所や復旧復興活動の拠点となる防災空間としての機能向上を図ります。

主な事業・取組

- 日峯大神子広域公園（脇谷地区）整備事業

③ 立江・櫛淵地区地域振興施設整備事業の推進

- ・四国横断自動車道における「立江・櫛淵地区地域活性化インターチェンジ」の整備に併せ立江・櫛淵地区地域振興施設を整備し、交流促進や地域活性化に貢献します。

主な事業・取組

- こまつしままちづくり事業

④ 小松島競輪場施設整備事業の推進

- ・「小松島競輪場施設整備計画（改訂版）」に基づき、グランドデザインを策定し、地域交流の場として市民が気軽に来訪できるスポーツパーク等を整備します。

主な事業・取組

- 競輪事業



基本施策 2 道路・交通網の整備

現状と課題

- 生活道路網等の修繕及び整備については市民からの要望も多いことから、施設の更新・維持管理を計画的に実施する必要があります。しかし、老朽化が進んでおり効果的に更新を進める必要があります。
- 災害時における避難路確保の観点からも、橋梁の保全は大変重要であります。「小松島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な橋梁の長寿命化に努めておりますが、市内の多くの橋梁が老朽化しており、更新・維持管理の必要性が増加しています。
- 高速道路におけるネットワークの形成は、地域の活性化をはじめ平時の救命救急、災害時の緊急輸送道路として重要な役割が期待されています。四国東南部におけるミッシングリンクを早期に解消し、災害に強い交通ネットワークを構築する必要があります。
- 利用者ニーズを踏まえ、平成30年4月より路線バス全路線を南小松島駅並びに日赤病院玄関前に乗り入れを開始し、加えて、小松島方面からのイオンモール徳島への直通便を創設するなど、利用者の利便性向上に努めました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、外出自粛により公共交通利用者が減少し、公共交通事業者の経営体力の維持が喫緊の課題となっています。

施策の方向性

子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい交通手段が日常的に確保され、市民生活の質の向上につながるような公共交通ネットワークの形成に努めるとともに、市民生活に欠かせない快適な道路づくりとして、誰もが安全・安心に利用できる道路整備や橋梁の適正な維持管理に努めます。

また、四国東南部におけるミッシングリンクの早期解消に向け、関係機関と連携し国への要望活動も含め取り組みを進めます。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
維持更新する路線延長数	20箇所	20箇所
「小松島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく橋梁の修繕、更新等箇所数	2箇所	2箇所
バス無料優待券の延べ利用者数	75,000人	112,000人

主要施策1 道路橋梁の整備促進

① 生活道路網等の整備と橋梁の適切な管理

- ・生活道路の改良・拡幅については、事業の効果や効率性、円滑な事業執行の環境（住民の合意形成等）等を考慮した上で新規路線の事業化を図ります。また、道路パトロールを継続的に実施し、破損等の早期発見に努め、適正な維持管理を実施していきます。
- ・避難路確保の観点からも「小松島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検や維持補修を引き続き実施していきます。また、予防保全の観点からも、計画的な橋梁の長寿命化に努めます。

主な事業・取組

- 道路補修事業
- 道路・橋梁整備交付金事業（防災・安全整備計画）
- 道路メンテナンス事業（橋梁）
- 道路・橋梁新設改良交付金事業（総合整備計画）

主要施策2 高速道路ネットワークの早期整備

① 四国横断自動車道の整備促進

- ・防災・減災、国土強靱化のため、関係機関と連携し高速道路の四国8の字ネットワーク「四国横断自動車道」の早期完成を目指します。
- ・高速道路の周辺対策事業として、国や県の補助事業を活用しながら側道や周辺道路、排水路等の整備に努めます。

主な事業・取組

- 高速道路対策事業
- 立江・櫛淵地区地域振興施設（仮称）の整備推進

主要施策3 地域公共交通網の整備促進

① 公共交通ネットワークの形成

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正や小松島市地域公共交通網形成計画の計画期間満了にあたり、公共交通のネットワーク形成に向けた小松島市地域公共交通計画（仮称）を策定し、計画に基づき施策の展開を行います。
- ・運転免許証を返納した高齢者や子どもなど、自ら自動車を運転することができない市民の移動手段を確保するとともに、自家用車による二酸化炭素排出量を抑える低炭素まちづくりを推進するため、公共交通網再編や利便性向上、利用促進を図り、持続可能な公共交通ネットワークを形成します。

主な事業・取組

- 地域公共交通活性化事業
- 乗合バス協定路線運行事業
- 地域公共交通確保維持事業
- 社会福祉憲章条例事業（老人等バス無料優待事業）（身体障がい者等バス無料優待事業）



基本施策 3 住宅対策の推進

現状と課題

- 木造住宅の耐震化を促進するため、木造住宅耐震化促進事業により耐震工事費等の一部を助成する支援事業を実施しています。令和 3 年度から耐震改修と同時にリフォームを行った場合にも上乘して助成する制度を創出し、多くの耐震化に繋がりました。しかし、平成 30 年住宅土地統計調査の結果で小松島市の住宅耐震化率が 80.7%であったため、今後耐震化率が 100%となるよう取り組んでいく必要があります。
- 令和 3 年度の空き家実態調査で、空き家数が 5 年前に比べ 269 件増の 1,052 件となっています。老朽危険空き家除却支援事業等も実施していますが、空き家数は増加傾向にあります。これらの空き家が適切に管理されなくなることで地域住民の生活環境に影響を及ぼすことも想定されるため、各空き家等の状況に沿って対策を行う必要があります。
- 所有者等からの空き家等に関する様々な相談支援を引き続き実施するとともに、管理不全の空き家については、当該空き家等を適切に管理するよう改善依頼等を進めていく必要があります。
- 更新期を迎えつつある老朽化した公営住宅等の効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅の需要に的確に対応する必要があります。
- 「小松島市営住宅長寿命化計画」に基づき耐震性のない公営住宅については住民の移転を促進し、管理戸数を減少させることとし、公営住宅の適正管理を実施していく必要があります。

施策の方向性

自然豊かな小松島市の良好な住環境のもと、いつまでも住み続けたいと思える安全・安心で快適な住まいの実現に取り組みます。また、増加していくことが予想される空き家や空き地について、適正な管理を促し地域資源のひとつとして効果的に活用できるまちづくりを目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
木造住宅耐震改修者の件数	9 件	20 件
老朽空き家除却支援事業で助成した件数	9 件	10 件
住宅移転事業による移転者の数	9 件	10 件

主要施策1 耐震化の推進

① 木造住宅等耐震化の促進

- ・「小松島市耐震改修促進計画」に基づき、耐震改修等に係る費用の助成事業等を継続し、大規模地震発生時の建物被害による「死者ゼロ」を目指します。
- ・住宅及び建築物の耐震化は、倒壊した場合にその居住者のみならず周囲の敷地及び沿道にも被害をもたらす危険性を取り除く地域防災対策であり、まずは住宅・建築物の所有者等が、それを自らの問題、地域の問題として認識できるよう啓発活動を進めます。

主な事業・取組

- 民間建築物耐震事業

主要施策2 空き家対策の推進

① 空き家対策の推進

- ・所有者等からの相談内容に応じて、必要な情報提供や空き家バンクへの登録依頼等その利活用等についての助言を適正に行います。
- ・適切な管理がなされていない空き家等については、所有者が特定できる場合は、当該空き家等を適切に管理するよう啓発や情報提供を行い改善依頼等に努めます。
- ・老朽危険空き家については、防犯や防災対策等の面からも、所有者の申請に基づき除却支援を実施します。
- ・所有者等の特定ができない場合は、対象の建物・敷地について調査し、特定空家に該当する場合には、行政による略式代執行により建物の除却を実施します。

主な事業・取組

- 空き家等対策事業
- 移住定住促進事業

主要施策3 計画的な公営住宅の整備

① 公営住宅の適正な管理

- ・「小松島市営住宅長寿命化計画」に基づき、引き続き老朽化した施設からの移転事業を実施するとともに、既存住宅の適正な維持管理に努め公営住宅の質の確保に努めます。
- ・「小松島市営住宅長寿命化計画」に基づき、令和9年度までに管理戸数を662戸に減少させることとし、公営住宅の適正管理に努めます。

主な事業・取組

- 公営住宅管理事業
- 住宅営繕事業
- 住宅移転事業
- 市営住宅設備維持改善事業
- 公共施設等総合管理計画



基本施策 4 上水道の整備と污水対策の推進

現状と課題

- 安全・安心な水を安定供給することは、市民生活に必要不可欠なライフラインを支える重要な責務です。しかし、人口減少が進む中では、水需要も減少していくことを意味しており、近隣事業者との業務連携を進める等、業務の効率化・スリム化を推進し安定した経営基盤を構築していく必要があります。
- 市内の水道施設では老朽化が進んでおり、施設の維持・更新を適正に実施していくことが重要となります。しかし、需要給水施設への配水管路の耐震化や更新による設備投資費用の増加が想定されており課題となっております。
- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既存の汲み取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換・撤去への支援事業を実施していますが、公共下水道による污水处理が未供用であり、污水处理人口の普及率が低い状況です。

施策の方向性

市民の暮らしを支えるうえで必要不可欠な安全・安心な水の安定的な供給に努めるとともに、地域環境の保全、快適な生活環境の確保、公衆衛生の向上を実現するうえで非常に重要な污水处理対策にも継続的に取り組みます。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
基幹管路の耐震化率	26%	35%
污水处理人口普及率	38.7%	47%

主要施策1 上水道の整備充実

① 安心でおいしい水の安定供給

- ・「新水道ビジョン及び経営計画」に基づき、計画的な水道施設の更新など、水道水の安定供給のため適正な事業運営を図ります。経営基盤の強化を実現するためにアセットマネジメント手法による事業運営を推進し、近隣事業者との広域連携など、管理業務の効率化を図ります。

主な事業・取組

- | | |
|-------|-------------------|
| ●水道事業 | ○需要給水施設への配水管路の耐震化 |
| ○漏水調査 | |

主要施策2 污水対策の推進

① 汚水処理対策の推進

- ・合併処理浄化槽への転換について、広報こまつしまや、市のHPでの周知に努めます。
- ・汚水処理人口普及率向上のため、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。
- ・小松島市外三町村衛生組合同規約に基づき、処理機能の維持に努めながらし尿を適切に処理します。

主な事業・取組

- | | |
|-----------------|----------------|
| ●地域下水処理施設管理運営事業 | ●合併処理浄化槽設置整備事業 |
| ●一部事務組合負担金交付事業 | |

基本目標 7 自然と共生するまちづくり

基本施策 1 自然環境の保護

主要施策1 環境保全活動の推進

基本施策 2 循環型社会の実現

主要施策1 ごみの減量化・リサイクルの推進

主要施策2 一般廃棄物の適正な処理

主要施策3 不法投棄等への対策の推進



基本施策 | 自然環境の保護

現状と課題

- 世界規模で地球温暖化の問題は年々深刻さを増してきており、予断が許されない状況にある中で地球温暖化防止に対する取り組みが求められています。こうしたことから、小松島市地球温暖化対策実行計画を平成31年3月に改定し、電気使用量の削減や施設整備の改善など本市の日常業務や施設・設備において環境への配慮を検討することで温室効果ガスの排出量削減に努めています。今後の温暖化防止対策については市民の皆さんや市内企業の協力のもとに取り組みを強化していく必要があります。
- 災害時を想定した自家発電システムを構築し、公共施設を活用した電力の地産地消について検討する必要があります。
- 環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指し、ごみの減量化や再資源化に向けた取り組みを推進していくことが求められています。
- 学校での総合的な学習の時間等を生かした環境教育の実施や、海岸清掃など学校と地域が連携した環境美化への取り組みを行ったことにより、子どもたちの環境に対する意識が高まりました。
- 近年は市民生活に直結した公害苦情件数が増加傾向にあるため、環境美化意識を醸成し、美しい環境を維持する取り組みを地域全体に広げていく必要があります。

施策の方向性

気候変動や生態系への影響など、地球規模の環境問題について、市民一人ひとりが考え、行動し、安心して住み続けられる「環境にやさしいまちづくり」に取り組みます。また、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
温室効果ガス排出量(市が行う事業活動によるもの)	6,096トン	5,836トン
再生可能エネルギーを導入した公共施設数(太陽光パネル)	4箇所	8箇所
「新 学校版環境ISO」の取得をしている学校の割合【※】	69.2%	100%

【※】令和3年度

主要施策Ⅰ 環境保全活動の推進

① カーボンニュートラルに向けた取組の推進

- ・改正地球温暖化対策法に基づき、既に策定している地方自治体実行計画（事務事業編）である小松島市地球温暖化対策実行計画を改訂する際に、区域の実情を勘案した区域施策編を併せて策定し、脱炭素化の取組みを強化、推進します。
- ・温室効果ガスの排出抑制のみならず、再生可能エネルギーの積極的な導入など化石燃料に頼らない施策の検討に努めます。
- ・国が令和3年6月に公表した「地域脱炭素ロードマップ」の中で重点対策として位置付けられている建築物へのZEB化・ZEH化の導入推進に向けた周知啓発に努めます。

※ZEB・・・Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

ZEH・・・ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅」です。

主な事業・取組

- ごみゼロ政策推進事業

② 環境・エネルギー教育及び環境美化教育の充実

- ・児童生徒が自ら目標を立て、学校全体でごみの減量やリサイクル、省エネルギー等に継続的に取り組む「新学校版環境 ISO」の取得を推進し、その実践を通じて体験的・実践的な環境学習を推進します。
- ・各園・校において、地域・関係機関との連携や外部人材の積極的な活用を図るなど、地域ぐるみで環境学習・環境保全活動に取り組みます。
- ・広い世代を対象とした省エネルギー・環境教育の充実による意識啓発に努め、自然保護や環境負荷の低減を図るとともに、市民活動や生産活動において自然のエネルギーを有効に活用し自然との調和を図ります。

主な事業・取組

- 校外（敷地外、学校の周りなど）の清掃活動
- 家庭・地域から回収した資源ゴミの分別・整理
- 児童・生徒が参加した廃品回収
- 「新 学校版環境 ISO」の認証取得の推進

③ 環境に関する市民団体活動への支援

- ・小松島市衛生組合連合会を通じ、ボランティア専用ごみ袋・不法投棄防止用看板などの提供をすることにより、ボランティアによる環境美化活動を支援します。

主な事業・取組

- ごみ減量・再資源化推進事業

④ 公害苦情等への的確な対応

- ・本市に寄せられる公害苦情には、雑草の繁茂、野焼き、排水路の悪臭や水質汚濁、近所からの騒音などの環境被害や、海岸・河川などへの不法投棄に関するものなど多岐にわたっており、年々、件数も増加傾向にあることから、各関係機関、関係部署と連携し適切な対応に努めます。

主な事業・取組

- 公害対策事業



基本施策 2 循環型社会の実現

現状と課題

- 市民意識の向上により、ごみの排出抑制を図るとともに、分別の徹底やリサイクルの推進を図り、ごみの減量化に努めます。
- 徳島県は令和7年度の廃棄物の減量目標などを定めた第5期廃棄物処理計画を策定しプラスチックごみや食品ロスの削減を呼びかけるほか、発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再生利用（Recycle リサイクル）の廃棄物の3Rを推進しています。
- 「ごみの分け方・出し方」冊子を配布し、分別について知識を広めるとともに、市民に対し広報や環境教育を通じて4R（3R プラス発生回避 Refuse リフューズ）活動を推進しエシカル消費を実践してもらうことで「つくる責任 つかう責任」の持続可能な開発目標（SDGs）を達成する必要があります。
- 施設の老朽化が進んでいることから、計画的に機能の維持と安定的な運営を確保していくことが課題となっています。
- 現在、徳島市を中心とした、小松島市、勝浦町、石井町、松茂町及び北島町の2市4町で新しいごみ処理施設を広域で整備することを協議しており、これにより、安定したごみ処理及びスケールメリットを活用した施設の管理・運営を目指しています。新たなごみ焼却施設の整備に至るまで、引き続き、現施設の適正な維持管理を行っていく必要があります。

施策の方向性

循環型社会を形成するため、分別の徹底やリサイクルを推進し、廃棄物の発生抑制と再資源化を推進するとともに、一般廃棄物処理施設の適正な運営・管理に努めます。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
リサイクル率	14.4%	20%
ごみ排出量	14,509トン	12,989トン
最終処分場埋立処理量	1,498トン	1,071トン
不法投棄発見の市への通報件数	25件	13件

※リサイクル率計算方法（単位：トン）

$(再資源化<不燃物> + 資源ごみ<紙類>) \div 一般廃棄物<ごみ>排出量$

主要施策Ⅰ ごみの減量化・リサイクルの推進

① ごみの減量化とリサイクルの推進

- ・資源ごみ回収など小松島市衛生組合連合会を通じ、燃やせないごみへの混入について抑制を図ります。また、生ごみ等の自家処理について、広報等での啓発活動を通じた生ごみの減量化を図ります。
- ・小学生のごみ焼却施設見学の実施や小松島市衛生組合連合会を通じ、ごみの分別収集の啓発に努めるとともに、『ごみの分け方・出し方』のパンフレットを配布するなど、ごみ減量化や資源化を推進します。

主な事業・取組

- ごみ減量・再資源化推進事業

② 4R活動の推進

- ・市民が自分ごととして4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）活動の推進を実践できるよう、環境教育やイベントを通じて知識を深める機会の充実に努めます。
- ・各種リサイクル法の活用や、これまで継続して行っている4R活動、集団回収や生ごみの堆肥化等の取り組みを、市民・事業者・行政が互いに連携して実施することにより、循環型社会の形成に努めます。

※4R・・・（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）Refuse（発生回避）、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）のこと。

主な事業・取組

- ごみゼロ政策推進事業

③ ごみ排出量の削減に向けた取組の推進

- ・電気生ごみ処理機購入補助金や生ごみ処理器購入補助金に加え、生ごみ分解型処理容器「キエーロ」の普及促進に向けた取り組みの推進及び、食品ロスやプラスチックごみの削減施策、エシカル消費推進に向けた啓発活動を推進します。

主な事業・取組

- ごみゼロ政策推進事業
- ごみ減量・再資源化推進事業

主要施策2 一般廃棄物の適正な処理

① 一般廃棄物処理施設の適正な管理・運営

- ・「ごみ焼却施設」や「最終処分場」などの一般廃棄物処理施設の適正な管理、運営は市民生活の基盤として必要不可欠であるため、一般廃棄物排出量削減に努め、現有施設の継続的利用と並行し、今後の方向性を検討します。
- ・個々の設備・機器を適正に保全し、かつ機能診断、評価、改善することで、施設全体としての長寿命化に取り組めます。

主な事業・取組

●一般廃棄物中間処理施設広域整備事業

●（現施設に対する）ごみ焼却施設整備事業

●焼却炉整備事業

○最終処分場の管理運営

主要施策3 不法投棄等への対策の推進

① 不法投棄防止の啓発及び監視の強化

- ・独自の不法投棄防止看板を製作し、市民に配布、活用いただくことで未然防止に努めます。また、夜間に投棄されることが多く、山間部や人気のない所での被害が多いため、関係機関等と連携しながら、不法投棄撲滅対策を推進します。
- ・地域住民や警察等と連携し、不法投棄防止に向けた広報・啓発活動や監視パトロール等に努めます。

主な事業・取組

- 公害対策事業

基本目標8 市民参画・協働による持続可能な まちづくり

基本施策1 情報化の推進

主要施策1 住民サービスの向上・業務の効率化

主要施策2 情報公開と個人情報保護

基本施策2 効率的な行政運営の推進

主要施策1 効率的な行政運営の推進

主要施策2 安定的な財源の確保

主要施策3 職員の人材育成

主要施策4 地域連携による経済・生活圏の形成

基本施策3 市民活動の推進

主要施策1 市民活動の推進

主要施策2 公民館活動等への支援の充実

基本施策4 広報・広聴の充実

主要施策1 広聴体制の推進

主要施策2 広報誌・ホームページの充実

主要施策3 多様な情報発信の充実

基本施策5 男女共同参画社会の実現

主要施策1 男女共同参画社会の形成



基本施策 | 情報化の推進

現状と課題

- マイナンバーカードの普及に合わせ、行政手続きのオンライン化等利活用できるサービスを拡大するとともに、市役所における業務への ICT 導入を進め、より質の高い市民サービスの提供や効率的な行政運営を行っていく必要がありますが、令和3年11月1日現在のマイナンバーカード普及率は35.9%となっており、取得率の向上に向けた取り組みが必要です。
- 行政手続きのオンライン化に向けたマイナンバー制度の活用等に関しては、押印見直しの取組や児童手当関連等の手続きに関する自治体共同システムの利用を行っています。オンライン手続拡大に向けたステップとなる押印廃止については、令和3年3月に「押印見直しの指針」を策定し、同年9月現在で437の手続について押印を廃止していますが、自治体共同システムによりオンラインで手続可能となっているのは児童手当関連等の一部の手続にとどまっており、更なる拡大が課題となっています。
- 国において各自治体が運営している住民基本情報の処理をはじめとする17のシステムについて、全国的に標準化・共通化等が進められています。自治体 DX 推進計画を踏まえ、庁内情報システムの全国標準仕様への移行作業を着実に進めるとともに、行政手続きの簡素化・効率化を実施する必要があります。
- 職員の事務処理を人工知能 (AI) 等の先端技術を活用することにより、自動化し効率的にサービスを提供するスマート自治体について、セキュリティ対策を講じつつ総合的な情報基盤の整備や運用を進めます。
- 令和元年10月に地方税共通納税システムが導入されたことにより、申告から納税までの一連の手続きが電子的に行えるようになりましたが、電子申告の利用を促進するため、事業者や市民の方への情報発信が重要です。

施策の方向性

国が進める自治体情報システムの標準化等に対して、セキュリティ対策を徹底しつつ適切に対応し、マイナンバーカードの取得率向上に努め、スマートフォンの普及等、社会環境の変化を踏まえ、市民窓口の受付業務等における手続きの簡素化や職員の業務改善等、時代に即した質の高い行政サービスの向上に向けた取り組みを推進します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
自治体共同システム及びぴったりサービスによるオンライン化に対応した手続の数	11件	40件

① 主要施策Ⅰ 住民サービスの向上・業務の効率化

① 行政サービスにおける利便性の向上

- ・デジタル社会における情報化の推進により、マイナンバー制度を利用した新たな行政サービスの提供を進めていくことで、行政手続きが楽になり便利になったと感じられるスマート自治体の形成を目指します。
- ・自治体手続きにおける引越しワンストップサービスやマイナンバーカードを利用した証明書交付の導入等について検討します。
- ・マイナンバーカードの普及に努めると同時に、その利活用についても研究し、行政手続きのオンライン化等について導入を進めます。

主な事業・取組

○行政手続きにおける押印見直しの取組

○オンライン手続の拡大に向けた取組

② 情報システム等の活用による行政事務の効率化

- ・庁内情報システムの全国標準仕様への移行作業を着実に進めるとともに、職員の業務内容の見直しを実施し、ICTや人工知能（AI）等の先端技術の活用を図り、職員の業務の効率化、テレワーク導入等の働き方改革推進に向けて、戦略的に取り組みを進めます。

主な事業・取組

●電算システム管理運営事業

③ 地方税における電子化の普及

- ・納税者の利便性向上、行政職員等の事務の効率化のため税務システム標準化の時期も考慮し、地方税共通納税システムを活用した電子納税（QRコード決済）の対象税目拡大を推進し納税環境の整備に努めます。
- ・市民や事業者の方に、電子的な申告方法、納税方法について、様々な媒体で周知するなど利用勧奨に努めます。

主な事業・取組

○軽自動車税関係手続きの電子化

○地方税共通納税システムの対象税目拡大

○特別徴収税額通知の電子化

○地方税システムの標準化

主要施策2 情報公開と個人情報保護

① 情報公開制度の適切な運用と個人情報の適正管理

- ・全国標準仕様に基づく新システムへの移行に際し、セキュリティ対策を徹底し、必要に応じ小松島市情報セキュリティポリシーの改正を進めます。
- ・情報公開制度は、市民の市政に対する理解と信頼を深める上で不可欠の制度です。開示請求手続のオンライン化など、利便性の高い開示方法の導入についても検討し、引き続き適切に運用します。
- ・令和5年4月予定の改正個人情報保護法施行に向け、条例整備等、必要な準備を進め、引き続き、個人情報を適正に管理します。

主な事業・取組

○情報公開・個人情報保護審査会の運営

○例規・法令等管理業務



基本施策 2 効率的な行政運営の推進

現状と課題

- 小松島市の人口推計では、今後、生産年齢人口や年少人口の減少が見込まれています。少子高齢化の進行は、社会保障費の増加や市税収入の減少など、市財政への影響が想定されることから、持続可能な財政運営が求められています。
- 財政の健全化や再生に迅速な対応がとれるよう定めた「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、令和2年度決算における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準等を下回っておりますが、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率や、地方自治体の一般財源に対する実質的な借金の比率である実質公債費比率等は、いずれも類似団体と比較して高い水準となっており、経常経費の削減に向けた取り組みが必要です。
- 小学校の再編計画推進や、防災・減災対策、雨水排水対策等、今後も大型の普通建設事業が想定されていますが、事業の進行にあたっては、各種補助金の獲得や交付税措置のある有利な起債の発行等に努めるとともに、計画的な事業進捗のスケジュール管理が求められています。
- 市民サービスや財政を支える市税収入等の歳入の確保については、徴収率の向上等に引き続き取り組むとともに、市税増収に向けた産業振興やまちづくりにも取り組む必要があります。また、ふるさと納税における寄付額の拡大や、ネーミングライツ制度の活用など新たな財源の確保に向けた取り組みが必要です。
- 人口減少社会においては、市が所有・運営する公共施設等の利用需要の変化が進むことが予想されます。令和3年には「小松島市公共施設個別施設計画」等を策定しましたが、本市の公共施設は、一般的に大規模改修が必要とされる築後30年以上を経過している施設の総延床面積が全体の65%以上（令和4年3月末現在）を占めており、人口減少も踏まえた、施設の再配置や長寿命化対策が課題となっています。
- 職員の人材育成については、令和3年10月から新たに自己啓発助成制度を創設し、職員が自発的に資格等の習得に取り組み、自己研鑽する制度の運用を進めています。限られた人材・財源の中でより質の高い行政サービスを展開するため、職員一人ひとりの能力向上と、それを発揮できる職場環境の形成に向け、管理職を中心とした組織的な人材育成の促進が必要となっています。

施策の方向性

新たな行政需要に対応しつつ、長期的に安定した市民サービスを提供していくため、効率的で健全な財政運営に取り組みます。多様化・高度化する市民の行政需要に的確に対応し、また、人材の育成に努めます。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
起債発行額の5年間発行総額	6,423百万円 (※)	6,000百万円 (※)
公共施設総延床面積の削減率(平成28年3月末比)	3.65%	7.30%

※基準値・目標値のいずれも、内訳は臨時財政対策債を除き、下水道事業債を含む。また、発行総額については、基準値は平成28年度から、目標値は令和3年度からの各5年間の累計額とする。

◎主要施策Ⅰ 効率的な行財政運営の推進

① 長期的な視点に立った行財政運営

- ・令和4年度を起点とする新たな行政改革推進計画に基づき、業務や事務執行体制の見直しを実施し、市民サービスの向上を目指した民間活力の導入や、事務改善に努め簡素で効率的な行財政運営に努めます。
- ・総合計画に掲げる各種施策の実施状況について、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策や新たな行政改革推進計画との整合性も勘案しつつ、その成果や課題を点検・検証するとともに、予算編成への反映にあたっては、将来の財政負担や基金残高にも配意し、中長期的に持続可能な行財政運営に努めます。
- ・建設事業等の進捗管理については、将来の財政負担を十分に考慮し、公債費の抑制、平準化に努めます。

主な事業・取組

●行政改革推進事業

●予算編成事業

② 行政改革プランに位置付けた進行管理

- ・令和4年度を起点とする新たな行政改革プランに基づき、様々な行政課題にスピード感を持って対応できる人材育成を中心に据え、市民サービスの維持・向上、収入強化の推進、民間活力の活用など「簡素で効率的な財政運営の推進」に努めます。

主な事業・取組

●行政改革推進事業

③ 施設等の適正管理

- ・公共施設の老朽化や、人口減少等に伴う利用需要の変化への対応として、公共施設等総合管理計画のもと、公共施設の更新・統廃合・長寿命化等の対策を計画的に進めていく必要があります。財政負担の平準化にも配意しながら、優先順位を適切に見極めた上で、個別施設計画等に掲げた長寿命化や集約化、複合化等の対策を推進します。

主な事業・取組

○公共施設個別施設計画の推進にかかる取組

○小松島市営住宅長寿命化計画に基づく適正管理

④ 財務諸表や財政状況の公表及び利活用

- ・財務諸表の公表にあたっては、市の財政状況について住民によりわかりやすい形での公表に努めます。
- ・将来の人口減少による公共施設等の利用需要の変化も勘案する中で、施設の適切な維持管理や更新・長寿命化などに対する財政負担の軽減、平準化に資するよう、財務諸表の活用を図りながら計画的な予算執行に努めます。

主な事業・取組

○財政収支見通しの作成

○財政状況、財務諸表の公表

主要施策2 安定的な財源の確保

① 新たな財源の確保を含めた収入強化の推進

- ・新たな行政改革プランに基づき、市税等については適切な滞納整理を実施し徴収率の向上を図るとともに、使用料等の未収金対策につきましても、債権の適正管理に努めます。
- ・市税の増収に向けた地元産業の育成や企業誘致、まちづくりに取り組みます。
- ・ふるさと納税の寄付額、ネーミングライツの活用施設の拡大、新たな広告媒体の活用等、新たな財源の確保に努めます。

主な事業・取組

- ふるさと応援寄附金事業
- 中小企業振興事業
- 商工業振興事業
- こまつしままちづくり事業
- 市税徴収業務

主要施策3 職員の人材育成

① 研修や講習の充実

- ・「小松島市人材育成基本方針」に基づき、意欲・能力の高い人材の確保に努め、職員のモチベーションと能力の向上のために、適性やキャリアを考慮した人員配置を進め、人事評価制度の活用や、より効果的な研修に取り組みます。
- ・職員の能力開発や組織力の向上には、職場環境が大きく影響します。職員自身が成長したいという意欲を引き出すような職場環境と、それを支援する体制が必要です。より良い職場環境の実現のため、「学習する風土づくり」「コミュニケーションの活性化」「ワークライフバランスの推進」「健康管理対策」を重点取り組みとし、人材育成と同時に本市の政策課題等に的確に対応できる機能的な組織機構づくりを目指します。
- ・人事評価結果や職歴、研修情報、能力・資格情報、将来のキャリアビジョンなどの人事情報を活用し、適切な職員研修、OJTを選定・実施することにより、効果的な人材育成・能力開発につなげていきます。
- ・全国の自治体職員が集まり相互啓発により研修効果を高めることのできる、市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）、全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）等への積極的な派遣を進めます。また、職位に応じた庁内研修を進め、職員の能力向上に努めるとともに、実践的なOJT（職場内での人材育成）の進め方研修等を設け、日常の業務で必要なスキルアップを実施して参ります。

主な事業・取組

- 職員研修事業
- 人事管理
- 組織・機構づくり

主要施策4 地域連携による経済・生活圏の形成

① 徳島東部地域定住自立圏等を通じた近隣市町村との連携及び協力

- ・それぞれの地域が今まで以上に連携及び協力をすることにより、都市機能の集約的な整備や生活機能の確保を図り圏域のさらなる発展に努めます。
- ・定住自立圏内での広域利用を可能とし、圏域内での地域連携を図ります。

主な事業・取組

●定住自立圏連携事業

●葬斎場管理運営事業



基本施策 3 市民活動の推進

現状と課題

- 市民の価値観やライフスタイルの多様化により、地域住民相互の連帯感やつながりが弱くなっています。また、地域を支える活動の構成員の高齢化も進んでいることから、地域活動の維持や次世代の担い手の確保等が課題となっています。
- 本市が魅力あるまちづくりを目指すためには、NPO 法人やボランティア団体等の活動を促進するとともに、学校機関や市民、企業等の多様な主体と協働を図ることが必要となっています。
- 公民館等は様々な年代が参加するコミュニティ形成や学びの場のほか、自主防災組織の防災拠点ともなっています。このような場を安全かつ機能的に整備することで、市民活動の支援を充実させることが必要となっています。

施策の方向性

市民一人ひとりが持っている豊富な知識・経験・感性を市政やまちづくりに反映できるよう、市民参加を促進するとともに、地域住民と行政の協働による活気ある地域づくりを目指します。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
まちづくりへの市民参加の意向	29%	50%

主要施策1 市民活動の推進

① 自主的組織、NPO等の育成と支援

- ・様々な世代の市民が持つ経験や知識をまちづくりに活かしていくため、市民活動や地域活動を支援していくとともに、市民活動の担い手となる人材育成に努めます。
- ・地域づくり活動等を行う衛生組合や消防団、自主防災組織やNPO等の自主的組織の育成と支援の充実を図ります。

主な事業・取組

- 一般コミュニティ助成事業
- 徳島東部地域定住自立圏連携事業（地域づくり活動団体等育成・支援事業）

② 協働によるまちづくり

- ・市民の地域活動への参加を促すための情報を提供し、市民や地域づくりの活動等を行う団体と連携、協力しながらまちづくりを推進します。

主な事業・取組

- 一般コミュニティ助成事業

主要施策2 公民館活動等への支援の充実

① 公民館活動等へ支援の充実

- ・市民活動の場のうち、特に公民館は市民にとって最も身近な学習施設であり、交流や地域コミュニティ形成の場であることから、活動や研修会等に対する支援の充実を図ります。

主な事業・取組

- 公民館活動事業
- 公民館運営事業



基本施策 4 広報・広聴の充実

現状と課題

- 重要施策に関する住民説明会や、市政モニター協議会の開催による地域づくりワークショップを実施する等、市と市民との対話の場を設け広聴の機会を創出しましたが、今後は社会情勢の変化に対応した広聴活動の充実を図る必要があります。
- 市民の意見を反映した行政運営を行うため、パブリックコメントの実施や各種審議会等で委員公募を行っています。幅広い意見を聴取するため、より開かれた市民参加の促進を図る必要があります。
- 「Twitter」、「Instagram」、「YouTube」において公式アカウントを作成し、SNS（ソーシャルネットワークサービス）での情報発信を拡充しています。今後は、SNS だけでなく、地元 CATV（ケーブルテレビ）において行政情報発信番組を開設する等、多世代に向けた幅広い情報発信の推進と、情報共有化が求められています。
- 「声の広報」をボランティア団体と協力して発行するほか、「広報こまつしま」では、読みやすい紙面づくりを目指し、UD（ユニバーサルデザイン）フォントを採用しました。今後は、市ホームページにおける音声読み上げ機能や外国語翻訳機能等、情報のバリアフリー化やウェブアクセシビリティ※1等の向上に努めるほか、インターネットを通じた意見を聴取する等、多様化する市民のニーズに沿った広報広聴活動を行う必要があります。

※1 ウェブアクセシビリティ…高齢者や障がい者等、心身の機能に制約のある人でも、年齢的、身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること」

施策の方向性

市民とともにまちづくりを進めるため、市民が必要とする情報や分かりやすい情報を提供することで、市が実施する事業に関心を持ってもらえる広報・広聴活動を進めます。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
出前講座(リモート含む)開催数	—	5回
市ホームページ アクセス数(月平均)	145,051件	160,000件
市公式ソーシャルメディア フォロワー総数	1,514人	5,500人
市公式ソーシャルメディア アクセス数(月平均)	51,300件	55,000件

主要施策1 広聴体制の推進

① 広聴活動の充実

- ・重要施策に関する住民説明会や「ふれあい行政出前講座」の開催等を通じて、市と市民の皆さんの対話の機会を増やし、広聴活動の充実と開かれた行政運営に取り組みます。また、社会情勢の変化に対応しながら、リモートによる開催や休日の開催等、市民が参加しやすい開催形式についても検討します。

主な事業・取組

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ●広報広聴推進事業 | ○市政モニター制度の有効活用 |
| ○SNSのハッシュタグ機能を活用した意見募集の実施 | |

② 政策形成過程への市民参加の促進

- ・それぞれの附属機関等の設置目的に応じて、可能な限り委員の公募を行います。また、小松島市行政情報公開条例にのっとり、附属機関等の会議の公開も進めます。
- ・パブリックコメント手続について、対象の拡大を検討します。また、わかりやすい資料等の公表にも努めます。

主な事業・取組

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ○各附属機関等の運営事業 | ○小松島市パブリックコメント手続要綱の運用 |
|--------------|-----------------------|

主要施策2 広報誌・ホームページの充実

① 市政情報の積極的な提供・発信

- ・広報「こまつしま」を充実させるとともに読みやすい紙面づくりに取り組み、インターネットを活用した動画配信やライブ配信等、市民の関心や満足度をより高める情報発信を行います。また、SNS等の特長を活かした情報伝達に努めます。

主な事業・取組

- | |
|------------------------------|
| ●広報広聴推進事業 |
| ○動画配信サイトなどを活用したイベントのライブ配信の実施 |

主要施策3 多様な情報発信の充実

① 多様な媒体を活用した情報発信の充実

- ・多様な媒体を活用するだけでなく、伝える情報や、伝えるべき対象者、利用する媒体の特性などを踏まえ、目的に合致した広報媒体を選択し、情報発信の充実に努めます。
- ・スマホ等でのインターネット利用層が増えていることに対応し、新たな情報発信の手法を研究します。また、情報バリアフリー化等の取り組みも進めていきます。

主な事業・取組

● 広報広聴推進事業

○ スマホアプリ等便利なツールを活用した情報発信の実施



基本施策 5 男女共同参画社会の実現

現状と課題

- 「こまつしま女（ひと）と男（ひと）のハーモニープラン2」（第2次小松島市男女共同参画計画）に基づき、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等、様々な人権課題についての講演会や研修会を開催するとともに、男女共同参画に関する意識の啓発と普及、定着のため関係機関と連携し広報等による啓発事業を実施していますが、今なお女性の政策決定の場への参画は不十分であり、家庭・地域・職場においても固定的な性別役割分担意識が残っていることから、さらなる意識啓発を行う必要があります。
- 家庭・地域・職場等のあらゆる分野で様々なハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）が問題となっています。このことから未然防止を目的とした広報誌での啓発や、研修等による意識啓発を図るとともに、相談窓口の周知案内や関係機関との連携の強化等、相談体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が互いに尊重し合い、共に考え、共に地域づくりを担いながら、性別に関わりなく個性や能力を発揮できるいきいきと輝くまちづくりを進めます。

成果指標

成果指標の名称	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
各審議会の女性委員の割合	18.5%	35% (令和5年度)

主要施策Ⅰ 男女共同参画社会の形成

① 男女共同参画社会の形成

- ・関係機関と連携を図り、男女共同参画の正しい理解や考え方が浸透するよう、広報周知に努めるとともに講演会や研修会の開催を通じた学習機会の提供に向けた取組を推進します。
- ・あらゆる分野における政策・方針決定過程等に女性が参画できるよう、積極的な女性の登用を推進します。
- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた意識啓発を推進し、男女が働きやすい社会的気運の醸成に取り組みます。

主な事業・取組

○人権問題講演会、人権教育・啓発推進者研修会、人権教育学級

○人権擁護委員による人権相談

○特定事業主行動計画の推進

② ハラスメントやDVの防止に向けた意識啓発や相談窓口の充実

- ・ハラスメントやDVを未然に防止するため、広報誌等による意識啓発に取り組み、様々な悩み相談に対応することができるよう関係機関等との連携を強化し、市の相談窓口の充実を図ります。

主な事業・取組

○女性の人権問題等についての広報誌への掲載

○人権擁護委員による人権相談

資料編

・諮問

・答申

・委員名簿

・策定経緯

小松島市第6次総合計画 後期基本計画
未来へ輝く 希望と信頼のまち こまつしま

発行：徳島県 小松島市

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

TEL：0885-32-2127

FAX：0885-33-4560

発行日：令和 年 月

編集：小松島市 総務部 企画政策課